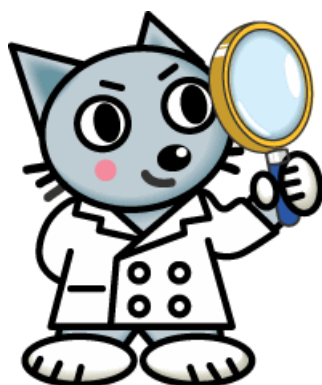


CSR報告書

2022 年版



マスコットキャラクター
環境の見張り番 Tama

2022 年 6 月 1 日



一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

CSR 報告書 2022 発刊にあたって

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司



当協会は、大気、水質などの環境計量証明業、上水道・受水槽及び浄化槽の法定検査、環境研究や環境啓発などの公益事業という3つの機能を有している機関であり、環境分野におけるCSV（Creating Shared Value：企業と社会の共益の創造）を実践すべき法人であると自覚しています。

本報告書は、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の視点から、どのように2021年度の実績を実施したのかを皆様にお知らせするものです。2021年度は2019年度に策定した中期経営計画の最終年度であり、新たな中期経営計画の策定や100年永続する組織の足掛かりとなる大切な1年でありました。そのような1年間の活動を振り返り、次年度以降に繋げていくことが大切であると考えています。

2015年に国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が着実に広がりをみせ、脱炭素社会の実現の流れが加速しています。刻一刻と変化している社会や経済の基盤にあるのは環境です。このような時代において、環境を通じて「社会に安全と安心を与えるための第三者評価機関」として、当協会が担う役割はより一層大きくなると実感しております。

2022年5月、当協会は法人化50周年を迎えました。これまでの協会を築いたチャレンジ精神あふれる先人達の「技術力」を継承・発展させ、時代に求められ続ける組織を目指し、社会が求めるニーズに的確に responding 参ります。

今後も、協会が継続的な改善を図り、少しでも成長していくためには、皆様からのご指導、ご鞭撻が不可欠です。お気づきの点があれば、どうかご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2022年6月

- 対象期間：2021年度（2021年4月～2022年3月）とし、一部同期間の前後を含みます。

- 対象範囲：本部、土呂支所、西部支所の3か所を範囲とします。

- 本報告書はエコアクション21環境経営レポートとの統合版として位置付けており、環境経営レポートとしての内容も含まれています。

目次

1. 協会概要	1
2. 事業内容	6
3. マネジメントシステム等の認定状況	7
4. 環境配慮活動	9
5. 社会貢献活動	16
6. 収益事業を通じた社会貢献	20
7. 内部コミュニケーション	23
8. 外部コミュニケーション	24
9. 代表者の評価と見直し	24
10. 第三者レビュー	25
資料編	26



(出典：一般財団法人国際開発センター ホームページ)

1 協会概要

名 称：一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
本 部：埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
西部支所：埼玉県坂戸市八幡1丁目11番34号
土呂支所：埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目50番4号
従業員数：124名（2022年3月末日現在）



本部



西部支所



土呂支所

組織図

役 員

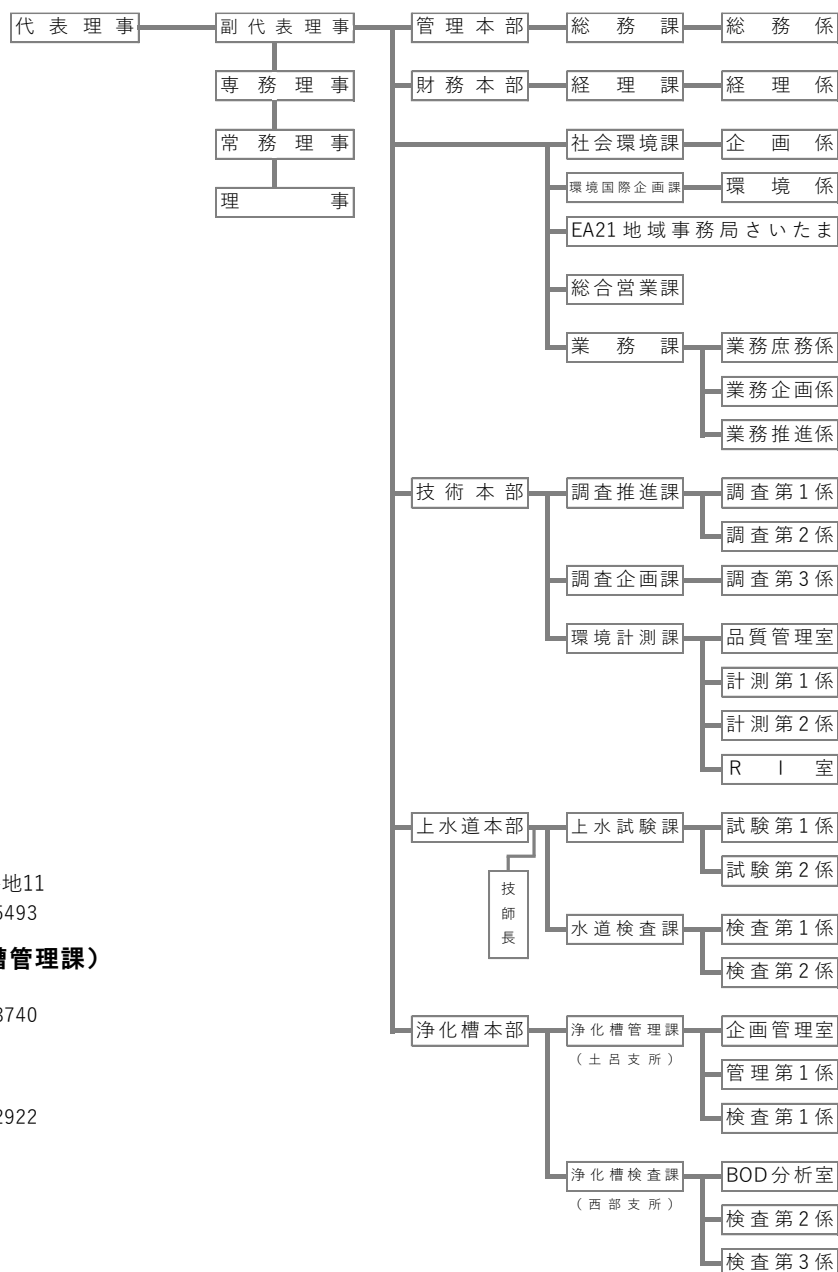
代表理事	野口裕司
副代表理事	田島照久
専務理事	浅川進
常務理事	永島裕久
理 事	山岸知彦
監 事	坂本和彦
監 事	加藤孝夫

所在

本部（別館・新館・本館）
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
代表電話：048-649-1151 FAX番号：048-649-5493

土呂支所（浄化槽法定検査センター：浄化槽管理課）
〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町1-50-4
代表電話：048-778-8700 FAX番号：048-778-8740

西部支所（浄化槽検査課）
〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡1-11-34
代表電話：049-284-2911 FAX番号：049-284-2922



基本指針

【基本理念】

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会（以下「協会」という。）は「科学的な検査及び研究のもとに、人の健康を保護し、快適な生活環境の保全を図る。」という設立の目的を踏まえて、精度と品質保証の観点から、より高い技術力の確保とサービスの向上を協会運営の基本的精神と心得て、優れた品質を創出し、顧客のニーズと期待に応えます。

協会は、かけがいのない地球、かけがえのない自然を守ることが、人類共通の最も重要な課題の一つであるとの認識に立って、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、役職員一丸となって、積極的に環境の保全と改善活動に取り組み、もって堅実で安定した運営を図ります。

【事業推進方針】

協会は事業を推進するにあたり、基本理念を踏まえ、以下の品質及び環境の保全に関する行動指針に基づき、マネジメントシステムを構築し、推進し、かつ、その維持向上に努めます。

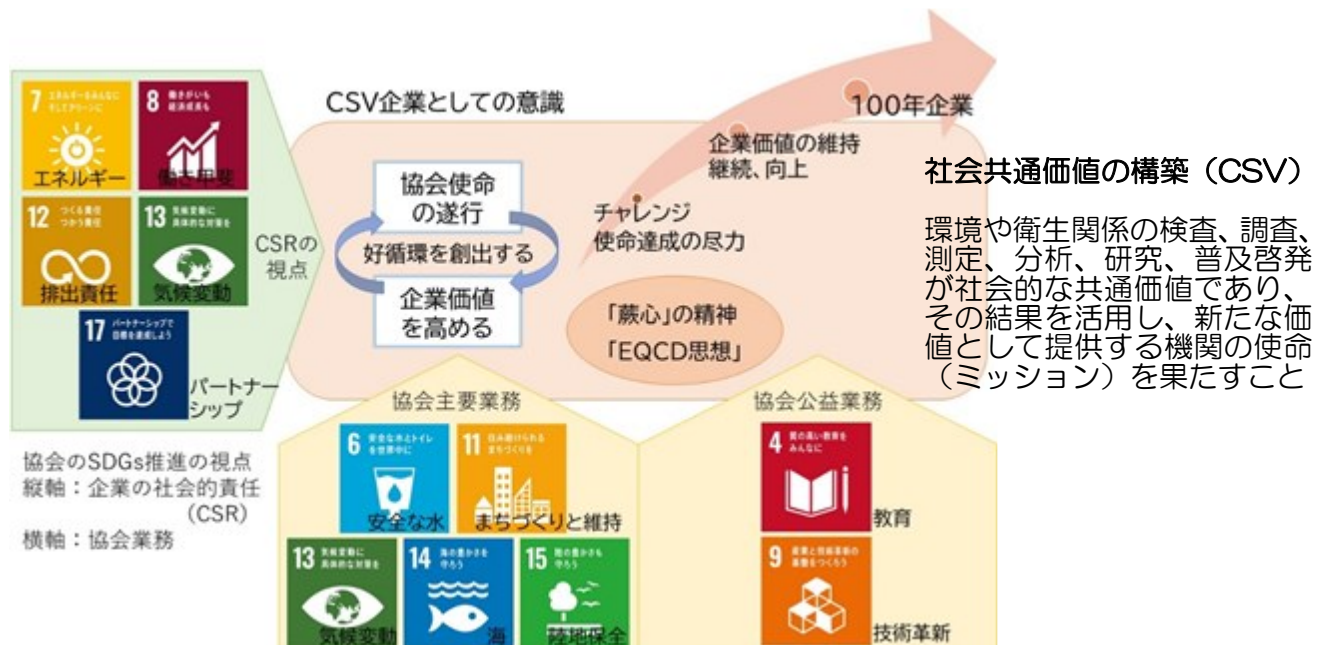
- 1 協会は、すべての事業活動において、品質及び環境へ及ぼす影響を的確に把握し、マネジメントシステムを実行するとともに、その有効性を評価して、定期的な見直しと継続的な改善を図る。
- 2 協会は、関連する法規（法令、条例、規則及び協会が同意する協定）を遵守する。
- 3 協会は、マネジメントシステムの運用を確実にするために、組織上の責任と権限及びこれらの相互関係を明確に定める。
- 4 協会は、社会的責任を自覚し、試験検査機関及び調査研究機関として公正かつ適正な業務を推進することにより、環境保全の向上に努める。
- 5 協会は、自主的な環境保全の取り組みを進め、汚染の予防に努める。
- 6 協会は特に以下の事項について、積極的な環境保全活動に取り組む。
 - 1) 節電及び自動車燃料の効率的な使用等の省エネルギー活動により、温室効果ガス排出量の削減に努める。
 - 2) 事業に伴う廃棄物の適正な管理に努め、リサイクルの向上を図る。
 - 3) 化学物質の管理の徹底を図る。
 - 4) 事業所内外の美化活動に努める。
 - 5) 簡易専用水道検査の実施を通じて、公衆衛生の向上に努める。
 - 6) 浄化槽法定検査の受検率向上により、公共用水域の水質向上に努める。
- 7 協会は、この方針を役職員に周知するとともに、一般に公開する。

2021年6月1日
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司

協会の事業推進の視点

環境の検査、調査、分析、研究、普及啓発を業務とする当協会は、まさにそのミッションを遂行することが**社会共通価値 CSV（Creating Shared Value）**の創造になります。

ミッションの遂行にあたって、**企業の社会的責任 CSR（Corporate Social Responsibility）**の視点に常に留意することは、環境 CSV 企業として必要不可欠です。また、CSV 及び CSR の両面において**持続可能な開発目標（SDGs）**の達成に寄与することを目指します。



【基本理念フレーズ】

私共の責務・理念をワンフレーズにすると

For **ECO**

- ① For **E**nvironment 環境のために
- ② For **C**ustomer お客様のために
- ③ For **O**rganization そして組織のために

“For **ECO**” is connected to “For Oneself” それが「自分のため」につながる



一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
SAITAMA-KEN ENVIRONMENTAL ANALYSIS & RESEARCH ASSOCIATION

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で193ヶ国の全会一致により「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、2030年までに、市民や行政、企業等世界中のすべての人が一丸となって、持続可能な発展を実現するための重要な指針であり、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(Sustainable Development Goals)」を掲げています。

当協会の事業活動とSDGsの目標との関わりは、下表のとおりです。

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会は、「FOR ECO」のもとに新中期経営計画を掲げ、持続可能な社会の実現をめざすことで、SDGsの達成に貢献していきたいと考えています。

協会SDGs行動計画(行動指針)

※部署略称(全:全部署、総:総務課、企:社会環境課及び環境国際企画課、調:調査推進課及び調査企画課、計:環境計測課、上:上水試験課、簡:水道検査課、浄:浄化槽管理課及び浄化槽検査課)

SDGsの目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	調査・分析	調・計	環境調査(大気・水域・土壌・室内等における有害化学物質、病原微生物等の調査及びその対策)
		調査・分析	調・計	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント(有害化学物質等による労働者の健康への影響の低減)
		調査・分析	上	上水試験(飲料水の清浄性、安全性の確認)
		施設検査・管理	上・簡	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査(適正管理による安全な飲料水の提供)
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査(適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上)
 4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	新中期経営計画	全	(4)体制の強化・人材の育成 ア～オ(従業員教育、学習機会の提供)
		社会貢献	全	インターンシップや社会体験等の受け入れ
		社会貢献	全	大学等への講師派遣
		社会貢献	浄	浄化槽管理者講習会への講師派遣
		社会貢献	総・企	環境情報の発信、学習する機会の提供(環境セミナー等の開催、環境ニュースの発行、環境法規や環境課題等の情報提供)
 6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	新中期経営計画	簡・浄	(2)競争力の強化 イ⑤⑥ 簡易専用水道及び浄化槽の未受検施設の開拓(安全な飲料水の提供、水質保全)
		社会貢献	企	海外における排水処理対策の支援
		行政支援	企	市町村の生活排水処理基本計画等の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、水処理技術の環境保全効果の評価
		調査・分析	調・計	河川等の公共用水域や排水等の水質検査
		調査・分析	上	上水試験(飲料水の清浄性、安全性の確認)
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動(公共用水域等の水質保全)
		施設検査・管理	上・簡	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査(適正管理による安全な飲料水の提供)
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査(適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上)
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び誰もが完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	新中期経営計画	全	(1)生産性向上 アイ(業務の効率化による生産的な雇用の促進)
		新中期経営計画	全	(2)競争力の強化 イ(新規業務の開拓や受注拡大による経済成長、生産的な雇用の促進)
		新中期経営計画	総	(4)体制の強化・人材の育成 ア①毎年採用
		調査・分析	調・計	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント(有害化学物質等を扱う労働者の健康保護)
		調査・分析	調・計	室内環境測定(一般的な労働者の健康保護)

SDGsの目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	新中期経営計画	全	(2)競争力の強化 ア ウ 新規業務等の創出、研究力等の強化
		新中期経営計画	全	(5)協会インフラの強化 アイ 事業継続計画の策定、社屋の改修と事務所の有効活用
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通した、先進的な環境技術の評価・普及促進
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する	社会貢献	企	環境関連の国際協力事業への参画
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	社会貢献	全	防犯パトロール、美化活動の実施、不法投棄の監視
		行政支援	企	市町村の各種行政計画の策定支援
		調査・分析	調・計	環境調査（アスベスト、室内環境、悪臭、騒音・振動等の調査・対策による住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による住民の生活環境の保全）
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行 各種環境法令の遵守（化学物質、廃棄物等の適正管理、排水基準の遵守等）
		事業活動全般	全	GPN（グリーン購入ネットワーク）活動の実施
		事業活動全般	企	エコアクション21地域事務局（認証・登録事業者における廃棄物等の適正管理の支援）
		調査・分析	企	環境関係法令の遵守診断の実施、改正情報の提供
		調査・分析	企	生活環境影響調査の実施（廃棄物処理施設等の設置・変更時の周辺環境への影響の予測）
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行（電力、自動車燃料使用の効率化等）
		行政支援	企	市町村の地球温暖化対策実行計画の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業を通した、気候変動対策技術（空調の効率化等）の環境保全効果の評価
		調査・分析	企	省エネ診断の実施
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	調査・分析	全	海へ流入する河川における水質調査・対策による海洋環境の保全
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正な維持管理による河川の水質改善によって海洋汚染を防止）
15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失を阻止する	調査・分析	企	生物多様性復元事業調査の実施
		調査・分析	調・計	土壌環境等の調査及び対策による陸域環境の保全
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	新中期経営計画	全	(4)体制の強化・人財の育成 才 関係団体への参画
		社会貢献	全	災害時、有害化学物質等の調査、大規模水質事故への対応に関する協定
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通した、製品開発支援事業への協力



SDG s 行動指針に基づく各課の取り組みの主な成果

総務課・経理課

取り組み	事業継続のための訓練や教育
行動計画 目標	事業継続計画 【必要に応じた部分訓練の実施】
実績	緊急事態対応・事業継続規程に基づき、毎年実施している防災訓練について、2021年度は停電による図上訓練を9/24に実施した。 各課で条件を設定し実施した「緊急事態への対応の手順テスト(訓練)の結果及び評価について」は代表理事に報告し、部課長会議でも周知をした。 また、大きな地震の後には規程に沿った対応をし、その後の対応をまとめて、今後の対応の参考にしている。不備がある場合は再教育していく。
実施状況	★★★
SDGs目標	

社会環境課・環境国際企画課

取り組み	高齢労働者安全衛生対策機器実証等事業（厚生労働省委託事業）
行動計画 目標	普及が進んでいない高齢労働者安全衛生対策について、その効果を確認、公表することにより、働く高齢者の労働災害を減少させることを目的とした実証事業の円滑な実施。
実績	2020年度に引き続き、2021年度も高齢労働者安全衛生対策実証機関に選定され、安全衛生対策の選定、試験の実施、報告書作成、ロゴマーク交付等事業全体の運営を行った。実証した安全衛生対策は、「立ち仕事の疲労軽減対策」「厨房における労働負荷軽減対策」「転倒リスク評価対策」の3件である。 これら実証の結果を評価公表することで、進んでいない販売可能な対策をユーザーに示し、広く普及することを期待すると共に、高齢労働者の活躍促進のために今後も各種多様な事業へ積極的に参加していきたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	

総合営業課・業務課

取り組み	石綿の伝達講習
行動計画 目標	石綿の進捗確認と勉強会の実施【年間4回】
実績	特定建築物石綿含有建材調査者2名、一般建築物石綿含有建材調査者1名が中心となり、大気汚染防止法・石綿障害予防規則の改正、事前調査時の石綿含有の疑いがある試料の取り上げ方法などについて、探取担当部門、分析担当部門などの関係部署間で勉強会を実施し、情報共有を行った。 今後も協会内の人材育成への取り組みを継続していきたいと考える。
実施状況	★★★
SDGs目標	

調査推進課・調査企画課

取り組み	昨年度平均燃費維持以上の向上
行動計画 目標	調査課車両の平均燃費が、前年度と比べ維持もしくは向上ができてきているかの確認
実績	毎月、前年度の平均燃費と比較し、燃費の良い運転ができてきているかの確認を行った。年間6回（6ヵ月）の燃費向上を確認した。 また、年間平均で99%の達成率であった。 今後も、燃費の良い運転、低燃費車両への更新検討をすすめて、環境に配慮した活動を継続していきたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	

環境計測課

取り組み	河川等の公共用水域や排水等の水質検査
行動計画 目標	公共用水域の水質監視、事業場排水の検査、協会排水の自主検査／自主管理基準の順守
実績	公共用水域水質調査を実施し、環境基準超過時には所轄の行政機関へ速報するなど、水質監視に貢献した。事業場排水の立入検査、各事業場の自主検査等を受託し、排除基準超過時の速報、水質改善対策の情報提供等を行った。 協会本館排水について、規制全項目の自主検査を月1回実施し、社内で定めた自主管理基準を順守した。 これらの監視等により、引き続き水質資源確保に取り組んでいく。
実施状況	★★★
SDGs目標	

上水試験課

取り組み	水道水質検査の信頼性の確保と検査結果の速やかな報告
行動計画 目標	外部精度管理、内部精度管理を通じて検査結果の精度を確認し、良好な結果を得ることをもって日頃の水質検査結果の信頼性を確保する。 検査結果について、基準超過や異常値は速やかに顧客へ報告する。
実績	2021年度に参加した、厚生労働省、埼玉県、一般社団法人全国給水衛生検査協会の外部精度管理調査はいずれも良好な結果であり、第三者による適正な検査機関との評価を得られた。特に厚生労働省の実施した外部精度管理調査においては、「第一群」に分類され、検査の実施方法においても適正であると評価された。また、社内で行う内部精度管理においても良好な結果が得られた。これらにより、上水試験課で行う日頃の水質検査においても一定の精度と信頼性があることが確認された。 検査結果について、基準超過や異常値に関しては再検査を行い数値を確認した後、速やかに顧客へ速報を入れた。
実施状況	★★★
SDGs目標	

水道検査課

取り組み	簡易専用水道設備改善指導と公衆衛生向上
行動計画 目標	前年度Cランク施設を対象に、今年度検査における改善状況の確認、適切なアドバイスの実施／前年度Cランク施設をB、Aランクにする 改善率60%以上
実績	2020年度簡易専用水道検査における“Cランク(衛生上問題がある)”施設20施設に対し、令和3年度の検査では依頼施設数18施設のうち16施設（89%）の改善がみられた。目標である改善率60%以上を達成した。 今後も簡易専用水道検査での指導助言を通じて、給水施設の衛生管理の向上・公衆衛生の向上に向けて、更に意識を高めていきたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	 

浄化槽管理課・検査課

取り組み	河川公共用水域水質向上～浄化槽法定検査受検率向上～
行動計画 目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加と受検案内返信率増加／7条2,400基、11条43,000基、依頼返信率90%
実績	2021年度、7条検査は目標検査基数を達成したが11条検査については目標基数には至らなかった（7条 2,411基、11条 39,953基）。全体では、前年度実績より4,200基以上受検基数が増加した。 また、検査依頼返信率は86%となり、僅かに目標に至らなかった。 法定検査受検率の向上は当面の課題であり、河川及び公共用水域の水質向上並びに環境衛生面に大きく関係する為、引き続き検査基数の増加及び検査依頼の返信率増加に向けて、関係各所と協力しながら推進していく。
実施状況	★★★
SDGs目標	  

2 事業内容

測定・分析	法定検査
水質 ● 河川水、湖沼水、地下水、プール水及び排水等の分析 ● 浴槽水の水質分析 ● 飲料水の水質分析 ● 建築物衛生法に基づく飲料水水質分析 ● 農薬分析 大気 ● 大気汚染物質の測定 （大気環境調査、降下ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質等の測定） ● 煙道排ガスの測定 （硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、 その他有害物質の測定） 底質・土壌 ● 底質及び土壌の溶出試験及び含有試験 騒音・振動 ● 工場騒音、振動の測定 ● 環境騒音、振動の測定 悪臭 ● 悪臭成分の化学分析 ● 三点比較式臭袋法による臭気指数及び濃度測定 ● 三点比較式フラスコ法による臭気指数測定 廃棄物 ● 有害化学物質の分析 ● ゴミ質組成分析 ● 焼却残渣等の分析 作業環境 ● 粉じん、特定化学物質、金属類、有機溶剤、騒音等 空気環境 ● 建築物衛生法に基づく測定 ● 学校環境衛生基準等に基づく測定 ● 室内空気中化学物質の測定 その他 ● ダイオキシン類 ● アスベスト調査 ● 放射性物質測定 ● 生物調査 ● 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）による汚染状況調査	上水試験 ● 水道法第 20 条に基づく水質検査 [厚生労働大臣登録検査機関] 簡易専用水道検査（受水槽有効容量 10m³ を超える施設） ● 水道法第 34 条の 2 に基づく検査 [厚生労働大臣登録検査機関] 小規模貯水槽水道の水質検査（受水槽容積 10m³ 以下の施設） ● 給水栓からの水の水質検査 浄化槽検査 ● 浄化槽法第 7 条、第 11 条に基づく検査 [埼玉県知事指定検査機関]
	調査・研究等
	● 水質環境、土壌汚染、大気汚染に関する調査 ● 土壌汚染対策法に基づく調査[環境大臣指定調査機関] ● 生活環境アセスメントに関する調査 ● 各種実態調査 ● 生活環境影響調査 ● 環境及び労働安全衛生対策の実証 ● 各種基本計画策定の支援 （ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、 地球温暖化対策実行計画、水安全計画等） ● 環境報告書作成支援
	普及啓発・情報提供・社会貢献
	● 「環境ニュース」の発行 ● 環境関連法規などの各種情報の提供 ● 講演会及び講習会の開催並びに講師派遣 ● 研修発表、データ集計及び解析業務 ● 国、地方公共団体及び関係団体等の催事への協力 ● 「環境セミナー」、環境イベントの開催 ● 環境学習の企画提案 ● エコアクション 21 地域事務局さいたま ● エコアクション 21 認証取得の支援 ● 清掃美化活動（彩の国ロードサポート等）



分析風景



簡易専用水道検査の様子

主な有資格者

I. 測定・分析に必要な代表的資格	II. 法定検査に必要な代表的資格	III. 分析、事業活動を行う上で必要な代表的資格
・技術士 4名 - 環境部門 2名 - 上下水道部門 1名 - 衛生工学部門 1名 ・環境計量士 9名 ・測量士 1名 ・土壌汚染調査技術管理者 3名 ・作業環境測定士（1種、2種） 10名 ・臭気判定士 11名 ・特定建築物石綿含有建材調査者 6名 ・アスベスト診断士 3名	・水道技術管理者 4名 ・簡易専用水道検査員 39名 ・水道水質検査員 23名 ・浄化槽技術管理者 12名 ・浄化槽検査員 57名 ・浄化槽管理士 24名	・公害防止管理者 12名 ・特定化学物質作業主任者 14名 ・有機溶剤作業主任者 11名 ・一般劇毒物取扱者 3名 ・放射線取扱主任者 1名 ・特別管理産業廃棄物管理責任者 1名
IV. 現場作業に必要な代表的資格	V. 調査・研究等に必要な代表的資格	
・酸素欠乏・硫化水素 42名 - 危険作業主任者 ・二級小型船舶操縦士 7名	・博士（工学、生物資源工学） 5名 ・労働衛生コンサルタント 1名 ・品質マネジメント審査員補 1名 ・廃棄物処理施設技術管理者 3名	

3 マネジメントシステム等の認定状況

当協会は、1998年11月に品質マネジメントシステム ISO 9001 の運用を開始しました。環境マネジメントシステムについては2001年1月に ISO 14001 を取得し ISO 9001 との統合システムを運用してきましたが、ISO 14001 を返上し、2019年3月にエコアクション21（EA21）の認証・登録を行い、事業活動における温室効果ガスや廃棄物の削減などの環境対策と経営効率の向上を推進しています。EA21 については2007年12月から地域事務局として認定を受け、県内企業等への本システムの普及や認証登録の支援を行っています。

また、分析業務に関する精度管理・品質保証（水道 GLP、ISO/IEC 17025）に関する認定も受けており、業務の質の向上を常に図り、信頼の確保・向上に努めています。

品質・環境マネジメントシステム規格の認証取得

ISO 9001（品質）及びエコアクション21（環境）の認証を取得し、統合マネジメントシステムとして運用しています。



環境マネジメントシステムの普及支援

日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の普及促進を行う地域事務局として、2007年12月1日に認定を受けています。
地域事務局名：エコアクション21 地域事務局さいたま 認定番号：044



水質・環境分析の精度管理・品質保証

水道 GLP



JWWA-GLP097
水道 GLP 認定

2013 年 5 月 28 日に、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保する、水道水質検査優良試験所規範（略称：水道 GLP）の認定を受けました。

ISO/IEC 17025



当協会は ISO/IEC 17025 を認定基準とした国際 MRA 対応 ASNITE 試験事業者（認定識別：ASNITE 0119 Testing）です。ASNITE を運営する認定機関（IAJapan）は、APAC 及び ILAC の相互承認に署名しています。認定範囲は限定されていますので、ご確認ください。

ISO/IEC 17025 を認定基準とした ASNITE 試験事業者です。試験対象は環境水、地下水、原水、上水等の一部項目です。認定された範囲は限られていますので、ご確認ください。

SDGs に関する取組み

埼玉県 SDGs パートナー第 1 期登録事業者として登録



「埼玉県 SDGs パートナー」とは、全県のステークホルダーがワンチームで SDGs の達成に向け取り組んでいく「埼玉版 SDGs」を共に推進する県内企業団体の登録制度です。

当協会は、2021 年 1 月 31 日付けで第 1 期登録事業者として、登録いただきました。また、2022 年 3 月 30 日に、登録後 1 年経過時の活動を報告しています。

埼玉県環境 SDGs 取組宣言

「埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度」とは、環境分野の SDGs のゴールの達成に向けた取組を宣言し、一定の要件を満たす企業等の取組を県ホームページ等で発信し、支援する制度です。

当協会は、2020 年 9 月に取組を宣言しました。また、2021 年 9 月に、取組宣言後 1 年経過時の取組に関する定期報告をしています。

2022 年 3 月 31 日現在の取得状況

4 環境配慮活動



エコオフィス計画 ～ 地球温暖化防止に向けて ～

協会は、主として事業活動に伴う温室効果ガスの削減のために、2003 年度からエコオフィス計画を策定し、環境配慮活動に取り組んできました。2021 年度は、本部、西部支所、土呂支所の3か所でエコオフィス活動を実施しました。

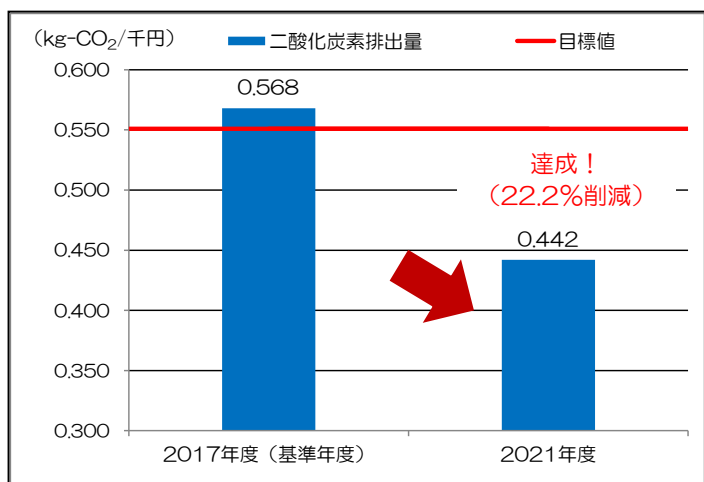
<目標>

No.	項目	目標内容	単位	基準年度 2017年度	年度目標 2021年度
環境負荷					
1	二酸化炭素排出量の削減	CO ₂ 排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	0.57	△3%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	805,870	△3%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1 台あたり年間使用量の削減（車両平均燃費の向上）	L/台	1,350.35	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	5,456	△2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	2,622	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	91	91.5%以上
4	廃棄物の適正管理及び抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	—	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理（P R T R）および抑制	取扱量の適正管理及び抑制（4物質）	t(トン)	第1種0.49 特定0.02	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施（西部支所） 整理整頓デーの実施	美化活動年間回数 ロードサポート年間回数 （西部支所） 整理整頓デー 実施回数	美化10回 ロード 9回 整理整頓10回	美化活動 年間12回 ロードサポート 年9回 整理整頓デー 月1回実施
サービスの提供					
7	簡易専用水道設備の改善指導と公衆衛生の向上	前年度Cランク施設を対象に改善の確認、アドバイスの実施	施設数（%）	2018年度実績13/22 施設（59%）	前年度Cランク→B、Aランク になる改善率60%以上
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	7条2342基 11条31104基 返信率84%	7条2400基 11条43000基 返信率90%
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21 認証取得支援・研修会の実施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間回数 ニュース 年間発行回数	支援・研修会 6回 セミナー・学習 4回 ニュース 4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3回以上 ニュース 年間4回発行

<2021 年度実績>

【1-1】 二酸化炭素排出量の削減

目標達成



2021 年度の売上高当たりの二酸化炭素排出量は、0.442 (kg-CO₂/千円)、基準年度比削減率 22.2% となり、目標値である基準年度比削減率 3.0% を大幅に上回って達成することができました。

協会の二酸化炭素排出量は、電力使用に伴うものが 64%、ガソリン使用に伴うものが 28% を占めています。よって、両部門における削減対策の着実な推進が重要です。そのため、今後も電力使用量とガソリン使用量の削減の両面から対策を進めていきます。

また、必要に応じて電力排出係数のより低い電力への切り替えも検討していきます。

※2021 年度二酸化炭素排出量総量：481,950 (kg-CO₂)

※電力排出係数

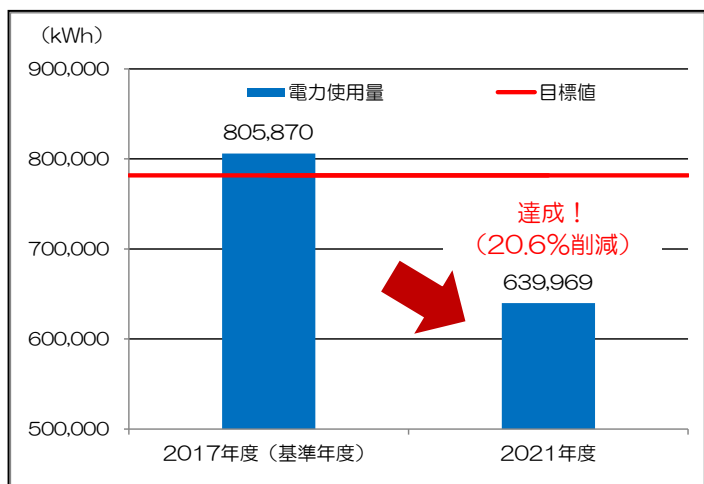
別館 東京ガス(株) 0.364 (kg-CO₂/kWh)

本館・土呂支所 東京電力エナジーパートナー(株) 0.455 (kg-CO₂/kWh)

新館・西部支所 (株)サイサン 0.528 (kg-CO₂/kWh)

【1-2】 電力使用量の削減

目標達成



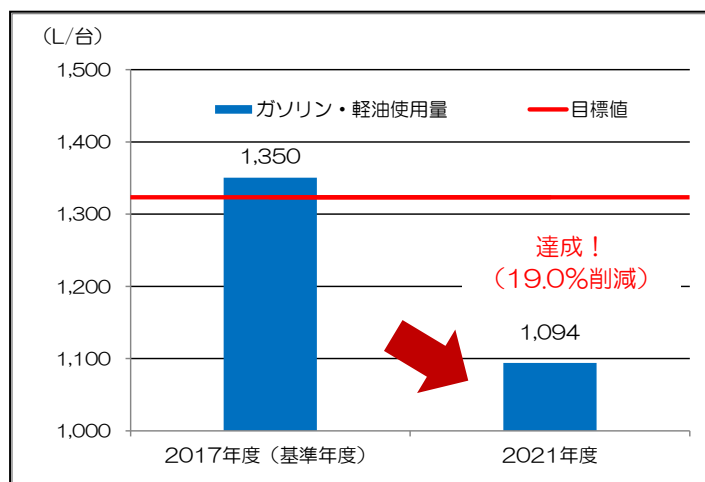
2021 年度の電力使用量は、639,969 (kWh)、基準年度比削減率 20.6% となり、目標値である基準年度比削減率 3.0% を大幅に上回って達成することができました。

これは、これまで進めてきました大型の分析機器の廃止、本館・新館の設備更新の効果に加えて、エアコンの適温設定（冷房時 28℃、暖房時 20℃目安）、No 残業 Day（毎月 25 日）の実施、クールビズ・ウォームビズの推奨、エアコンの定期清掃などのソフト面の対策を推進したことの効果が現れたものと考えられます。

今後も、ソフト面の対策を維持・発展させつつ、LED 化などのハード面の対策の強化にも努めていきます。

【1-3】 ガソリン・軽油使用量の削減

目標達成



協会が使用する2021年度の全車両数は、軽自動車47台、ハイブリッド車3台、その他のガソリン及びディーゼル自動車11台の計61台でした。

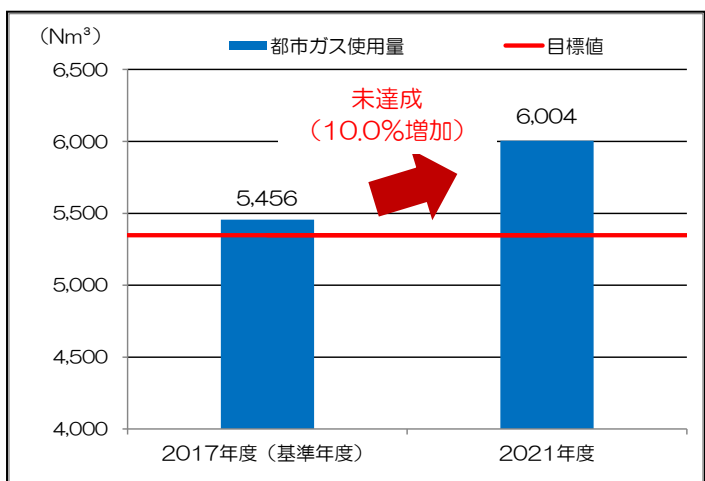
2021年度のガソリン・軽油使用量は1,094 (L/台)、基準年度比削減率19.0%となり、目標を大幅に上回って達成することができました。

これは、これまで進めてきました軽自動車や低排出ガス車への切り替えや、全車両で実施しているエコドライブの実践によりガソリン・軽油使用量を抑えることができたものと考えられます。

今後もエコドライブ、アイドリングストップの実施、軽自動車等の低燃費車両への入れ替え、カーナビゲーションシステムの導入による効率的なルートの励行により、ガソリン・軽油使用量の削減に努めます。

【1-4】 都市ガス使用量の削減

目標未達成



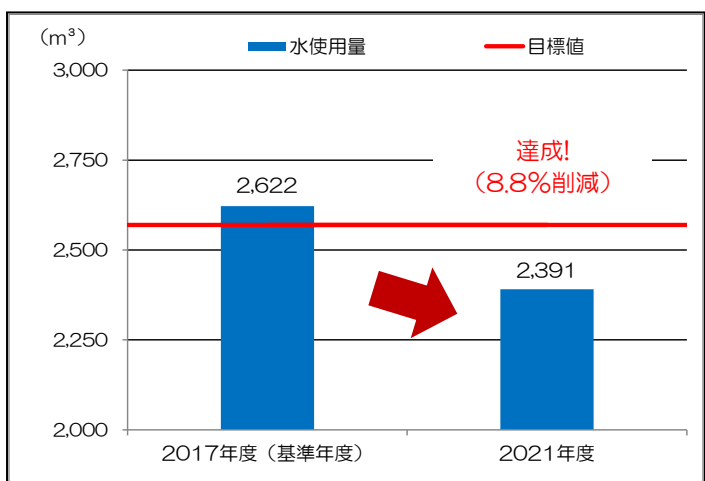
2021年度の都市ガス使用量は、6,004 (Nm³)、基準年度に比べ10.0%の使用量増加となり、目標としている基準年度比削減率2.0%を達成することができませんでした。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として頻繁に換気を行っていたため、冷暖房効率が落ちたことが要因として考えられます。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、更なるエアコンの適温設定、クールビズ・ウォームビズの実施による都市ガス使用量の削減に努めます。

【2】 水使用量の削減

目標達成



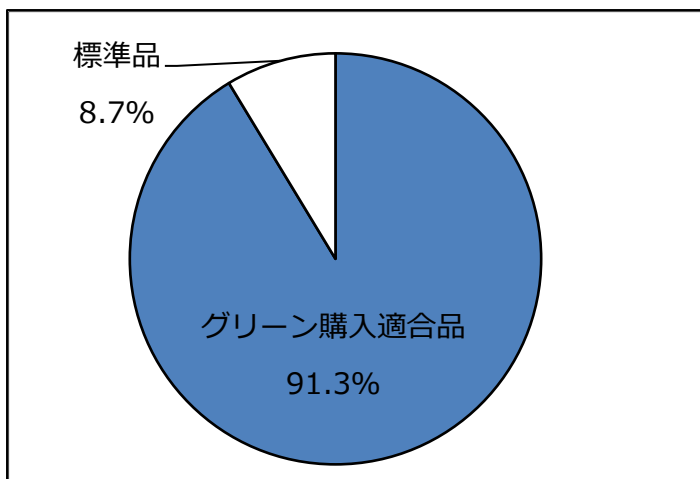
2021年度の水使用量は、2,391 (m³)、基準年度比削減率8.8%となり、目標としている基準年度比削減率2.0%を達成することができました。

これは、給湯室やトイレ等の節水、分析機器や排気装置、洗浄水等の節水、夏場の打ち水時の雨水利用などの対策の効果によるものと考えられます。

今後も、日々の節水対策の励行により水使用量の削減に努めます。

【3】 グリーン購入の推進

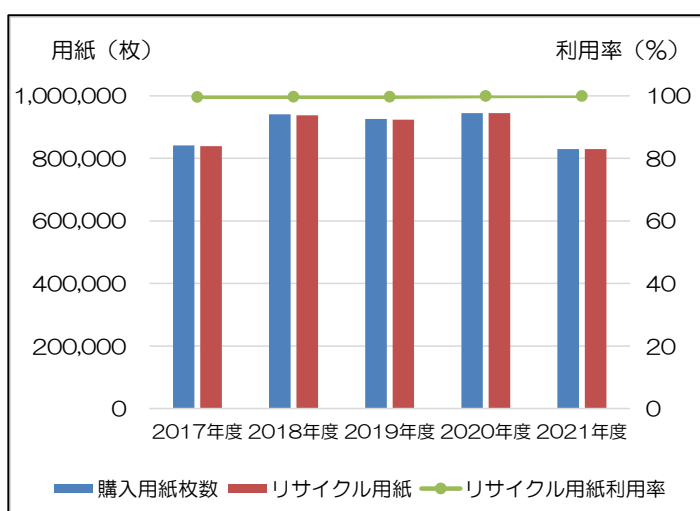
目標未達成



協会は、埼玉グリーン購入ネットワーク(埼玉 GPN)の会員であり、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に繋がるグリーン購入を推進しています。特に使用量の多い用紙類についてはリサイクル用紙の積極的な利用を進めるとともに、使用量自体の削減にも努めています。

2021 年度のグリーン購入率は 91.3% となり、わずかながらに目標値である 91.5% 以上を達成できませんでした。

今後も、グリーン購入適合品の購入を推進し、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に努めます。



2017 年度～2021 年度の用紙使用量の推移は左図のとおりです。

2021 年度の用紙購入枚数は 829,500 枚でした。このうち、リサイクル用紙は 829,500 枚で、リサイクル用紙利用率は 100.0% でした。引き続き、購入品目を厳選してグリーン購入法適合品をはじめとする環境配慮型商品の購入率を向上させることに努めていきます。

なお、用紙使用量は前年度から 12.2% (115,300 枚) 減少しており、今後も使用量の抑制にも努めていきます。

【4】 廃棄物の適正管理及び抑制

適正管理



秤量の様子

廃棄物については各従業員が分別の徹底や排出抑制に取り組んでいますが、その状況を年 4 回 (6 月、9 月、12 月、3 月) 巡視して、分別状況を確認しています。また、この際に一般廃棄物排出量を秤量して排出状況を把握しています。

巡視結果は、環境教育の機会などに従業員にフィードバックし、廃棄物の適正管理を推進しています。

今後も、こうした取組により廃棄物の適正管理に努めます。

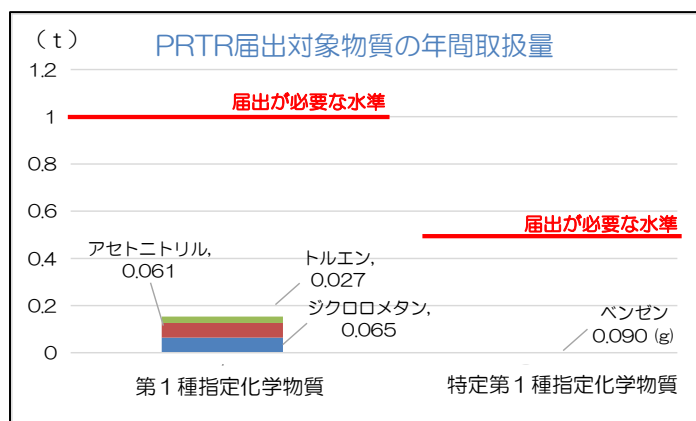
【5】 化学物質の取扱量の適正管理 (P R T R) および抑制

目標達成



P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは化学物質が、どこから、どれだけ環境中に排出されたか、あるいはどれだけ運び出されたかを把握・集計・公表する仕組みです。

P R T R 法では、第 1 種指定化学物質ごとの年間取扱量が 1 t 以上、特定第 1 種指定化学物質は 0.5 t 以上、また、埼玉県生活環境保全条例及びさいたま市生活環境の保全に関する条例では、条例で上乘せした 44 物質を含む各化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上である場合、届出が必要とされています。



協会は年間取扱い量が少ないため、法及び条例の届出対象とはなっていませんが、対象化学物質については、4種類を使用しています。

2021年度の取扱量は、年間目標値「第1種指定化学物質の3種の合計 0.49 t、特定第1種指定化学物質 0.02 t」に対して、第1種指定化学物質の3種の合計が 0.153 t、特定第1種指定化学物質が 0.090 g であり、維持管理目標を達成しました。引き続き化学物質の適正管理に努めます。

【6】簡易専用水道設備の改善指導と公衆衛生の向上

目標達成



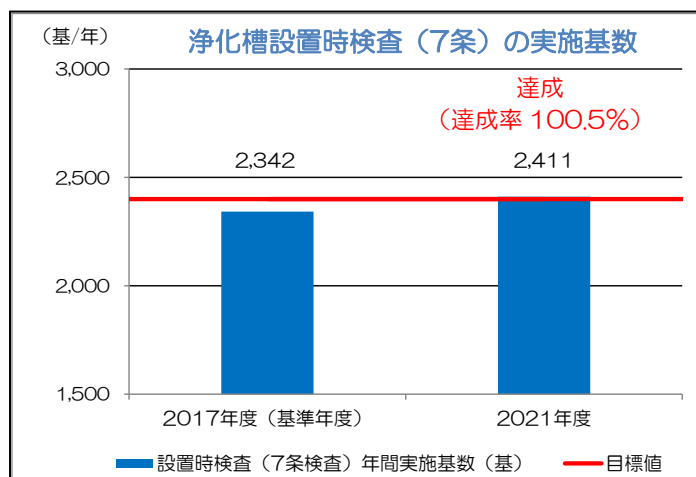
協会は、水道法第34条の2第2項の簡易専用水道の管理についての厚生労働省登録検査機関として、簡易専用水道設備の検査を実施しています。下表のとおり、簡易専用水道の検査結果はAランク、Bランク、Cランクの3つに区分されます。協会では前年度のCランク施設を対象に改善の確認やアドバイスの実施を目標に掲げ、管理者への丁寧な説明を実施するなどの対応を推進しています。

2021年度の「前年度Cランク施設を対象とした改善の確認、アドバイスの実施数とその割合」は、16/18（改善施設数/実施施設数）、改善率 89.9%となり、目標値である改善率 60%以上を達成しました。引き続き管理者への適切な対応を進め、Cランク施設の管理状況が改善するように努めます。

目標内容	2021年度 目標値	2021年度 実績値
前年度Cランク施設を対象に、改善の確認、アドバイスの実施（施設数）	前年度Cランク→B, Aランク 改善率 60%以上	16/18（改善率：89.9%） （改善施設数/実施施設数）で 目標改善率を達成
- Aランク：施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査、書類の整理等に関する検査のすべての事項について適合と判断された場合 - Bランク：上記の検査のうち、比較的軽微と考えられる不適事項がある場合 - Cランク：水の供給について特に衛生上問題がある場合		

【7】公共用水域（河川）水質の向上 ～ 浄化槽法定検査受検率の向上 ～

一部目標未達成



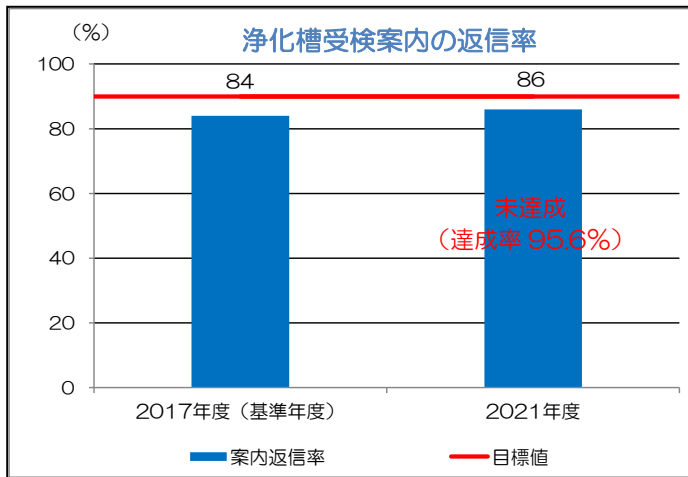
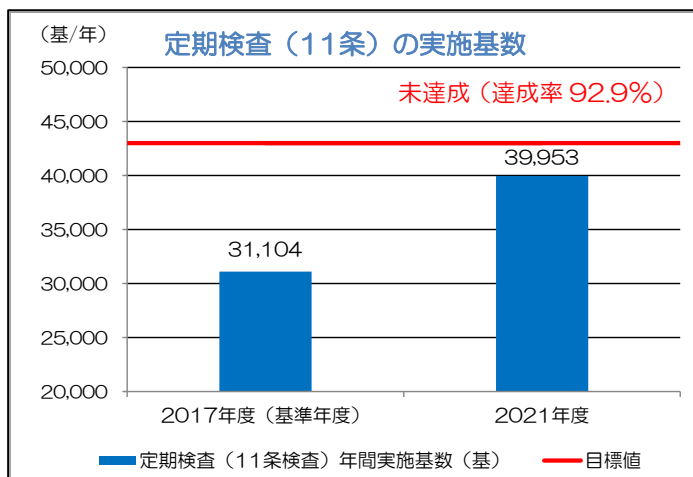
協会は、埼玉県知事指定検査機関として浄化槽の法定検査を実施しています。浄化槽は河川などの公共用水域の水質向上を図る上で大きな役割を担っています。そこで、法定検査の受検率を向上させることを目標として設定しています。具体的には、浄化槽設置時の検査（第7条検査）の検査基数及び年1回の法定検査（第11条検査）の検査基数を目標値に定め、浄化槽設置者に対して積極的に受検案内を実施しました。併せて、受検率向上対策の一環として受検案内の返信率を目標値に定めて評価を行いました。

設置時の検査（第7条検査）については2021年度の目標値2,400基に対し、2,411基（達成率100.5%）となり目標を達成しました。

定期検査（第11条検査）については、目標値41,000基に対し、39,953基（達成率92.9%）となり、目標未達成でした。

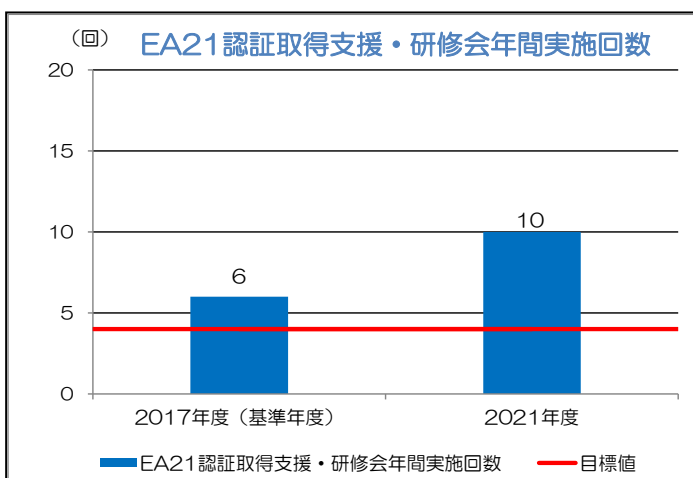
また、案内返信率については、目標値90%に対し86%（達成率95.6%）となり、目標未達成でした。

引き続き県及び関係団体と連携していくとともに、役職員一丸となって法定検査の受検率が向上するように努めます。



【8】 環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進

目標達成

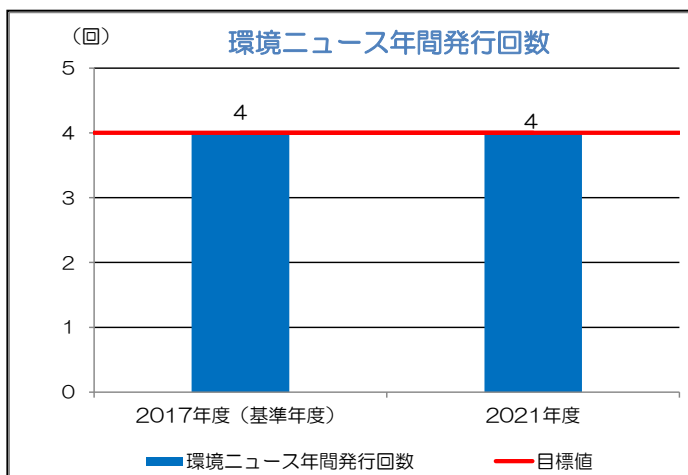
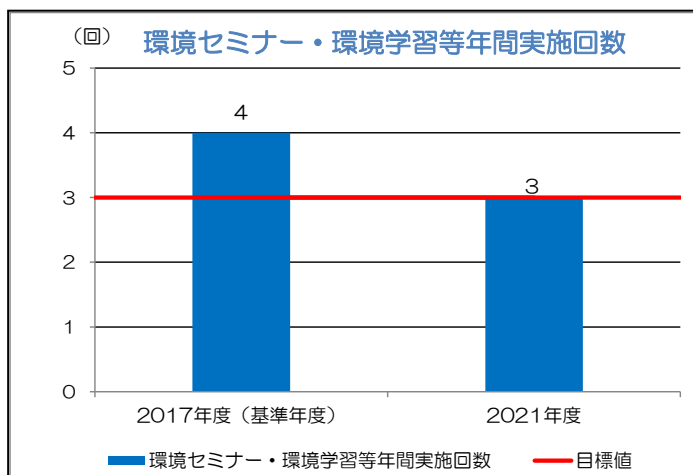


2021年度は、EA21 認証取得支援・研修会に関する目標値「年間実施回数4回」に対して、年間10回実施し、目標を達成しました。

環境セミナー・環境学習等に関する目標値「年間実施回数3回」に対して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による代替企画を含めて、年間3回実施し、目標を達成しました。

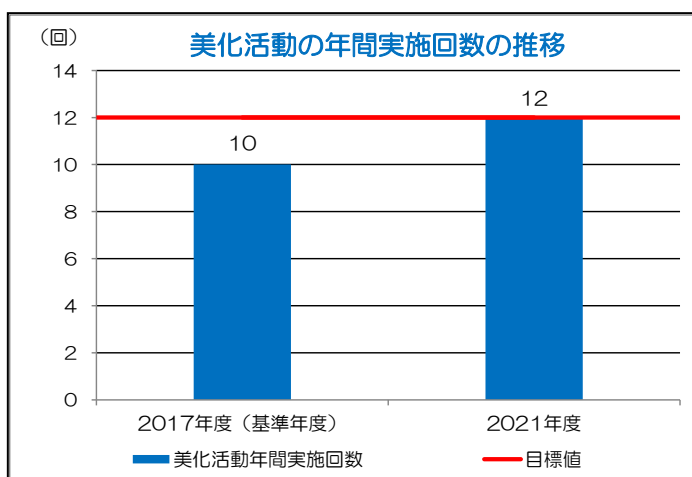
また、環境ニュースに関する目標値「年間発行回数4回」に対して、年間4回発行し、目標を達成しました。

今後も各種の環境啓発事業やEA21 関連事業などについて、その内容の充実を図りながら、継続的に実施し、地域の環境意識の醸成に努めます。



【9】 4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート

目標達成

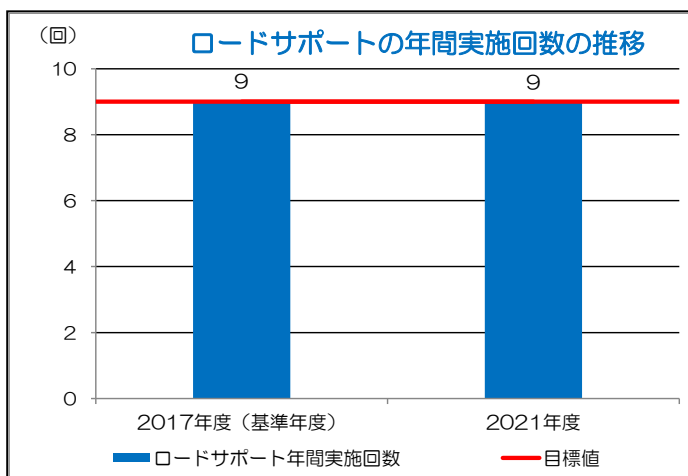
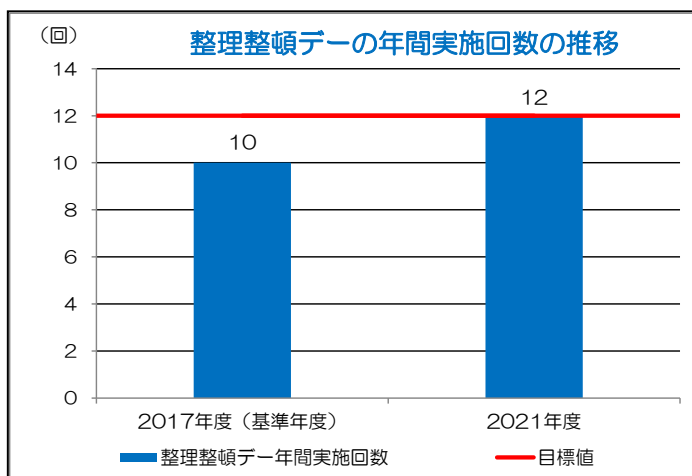


協会では毎月1回、事務所周辺の美化活動(西部支所ではロードサポートを実施)を実施しています。併せて、同一日を協会内整理整頓デーとし、日々の活動に加えて、4Sの向上を目指しています。(「5-7 美化活動」の項を参照)

2021年度は、美化活動と整理整頓デーともに目標「年間12回」を掲げ、活動しました。その結果、年間12回実施し目標を達成しました。

また、ロードサポートに関する目標値「年間9回」に対して、年間9回実施し目標を達成しました。

今後も美化活動を継続実施すると共に、協会内の整理整頓を実施し4Sの向上に努めます。



5 社会貢献活動



2021 年度は、ウィズコロナ時代に合った社会貢献活動を模索しながら、活動しました。具体的には、対面とオンライン会議システムを併用した環境セミナーの開催、環境フォーラム実行委員への参画、環境わくわく体験（代替企画開催）、インターンシップの受け入れ、打ち水の環への参加、防犯パトロール実施、美化活動実施、環境ニュース発行・ホームページの公開、使用済み切手ボランティア、埼玉県 NPO 基金分野希望寄附（環境保全）へ拠出、エコアクション 21 地域事務局さいたまの運営の 11 項目の社会貢献活動を行いました。

社会貢献活動を通じて、より多くの方々に環境への関心を高めてもらい、環境学習の機会や環境情報を提供しています。企業市民として地域とのパートナーシップを築き、地域と共に発展することを目指し、地域とのコミュニケーションを大切にしていきます。

5-1 環境セミナーの開催



第 19 回目となる「環境問題の現況と将来を展望するセミナー」を 2021 年 9 月 27 日（月）に埼玉会館 3C 会議室とオンライン併用で開催しました。本セミナーは、当協会が主催し、埼玉県及びさいたま市に後援いただき、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）に協賛いただきました。

今回のテーマは「脱炭素社会のゆくえ」です。2020 年 10 月の菅内閣総理大臣（当時）による 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）の表明により、議論が活発化していることから、今後の動向や論点などを共有することを目的としました。

基調講演は、「Possible or Impossible? 世界の未来を見通すことは可能か?」と題して、国連大学副学長などを歴任された安井 至 東京大学名誉教授にご講演をいただきました。取組報告では、環境省関東地方環境事務所の飯野祐平 地域循環共生圏構想推進官から「脱炭素地域づくりについて」と題し、脱炭素ロードマップに係る環境省の取組について、続いて埼玉県環境科学国際センターの本城慶多 主任から「埼玉県の気候変動と脱炭素社会のビジョン」と題し、気温上昇と再生エネルギー普及による脱炭素化の予測について、それぞれご説明いただきました。

オンラインを活用したこともあり、宮城県から福岡県まで全国各地からのオンライン参加者を含め 178 名（会場 24 名、オンライン 154 名）と多くの方々にご参加いただき、参加者アンケートの結果では、「参考になった」86%、「普通」14%となり、ご好評をいただけたものと思います。

なお、オンラインのチャット機能により出された多くの質問については、後日、各発表者から丁寧なご回答をいただき、オンライン参加者にメールで配信しました。

5-2 環境フォーラム実行委員への参画

例年、行政主催の環境フォーラムなどのイベントに対して、環境啓発品の提供、パネル展示、職員の派遣などを行っています。しかし、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベント自体が開催されませんでした。しかし、参加協力はありませんでしたが、第 20 回さいたま市環境フォーラムに実行委員として参画しました。

今年度は 11 月 19 日（金）に、さいたま市内の小学 5 年生及び 6 年生を対象に「さかなクンと一緒に環境問題と SDGs を考えるオンライン特別授業 ～おしえてさかなクン！お魚と環境のおはなし～」として、お魚の

豊富な知識と経験、楽しいトークでギョ存じ！のさかなクンを講師として招き、海洋プラスチックなどの環境問題や、豊かな自然や海を守るために何ができるのかをSDGsの視点を踏まえ一緒に考えるオンライン授業を開催しました。児童への問いかけや、さかなクンへの質問コーナーを設けるなど、リアルタイム配信の良さを活かした授業内容となりました。

5-3 県民の日協賛イベント・環境わくわく体験



協会では地域住民の方々との交流を図りながら、子どもたちが楽しみながら学べるような体験型学習の提供や環境に配慮した活動方法の紹介、環境問題に対して分かりやすく解説を行うイベントとして、2006 年から「環境わくわく体験」を協会本部敷地内で実施していましたが、今年度についても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、誠に残念ながら開催を見送りました。

そこで、何らかの方法で情報発信できないかと検討した結果、当協会でも実施してきた環境学習のなかから、身近なもので体験できるプログラムを紹介する「環境わくわくコーナー」をホームページにて掲載することとしました。

www.saitama-kankyo.or.jp/

5-4 インターンシップの受け入れ

2021 年度は日本大学（1 名）、東京農業大学（2 名）の学生をインターンシップとして受け入れ、水質検査・大気調査、分析などの業務を体験してもらいました。

5-5 打ち水の環への参加



7月30日（金）に「埼玉打ち水の環 2021」（主催：埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）、埼玉県 共催：パルクラブ21 埼玉、さいたま市環境会議）へ参加し、貯留した雨水や原水、飲料水等分析用試料（保存期間経過後の廃棄試料）を活用し打ち水を実施し、連日の猛暑の中、ひと時の涼しさを体感しました。これからも少しでも暑さを和らげるために、引き続き効果的に打ち水を実施し、今後も環境省が実施する地球温暖化対策国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、温暖化対策のために省エネ・低炭素型の製品・サービスの利用や行動に努めていきます。

5-6 防犯パトロール



埼玉防犯のまちづくりに関する協定締結事業者の活動として「防犯のまちづくり宣誓書」に基づき、地域における犯罪抑止力の向上に寄与するため、毎月1回、腕章・団体名・イラスト入りスタッフジャンパーを着用し、地域美化活動・防犯パトロールに取り組んでいるほか、営業車両運行中に防犯の目となることを意識し、不審者を見かけた場合は積極的に通報するように心掛けています。

5-7 美化活動



本部、各支所では、日々、事務所周辺の美化に努めるとともに、毎月1回全従業員が参加し、施設周辺や周辺道路、近隣住宅を中心に清掃美化活動を実施しています。また、西部支所では彩の国ロードサポートに参加して、県道39号線周辺の清掃美化活動を年9回実施し、快適で美しい道路環境づくりを推進することに寄与しました。

また、2021年度は埼玉県で実施された「新しい生活様式」におけるプラごみゼロウィーク（実施期間：9月18日～10月31日）に賛同し、地域清掃活動の実施に参加しました。

5-8 環境ニュースの発行・ホームページの公開



環境ニュースは、環境保全にまつわる今日的課題や法制度に係る解説、研究、評論および啓発などを中心とした定期刊行広報誌として年4回、各4,200部発行し、埼玉県内自治体の環境関連部署、公民館などの公共施設、各種イベント等で無料配布しています。2021年度は170号～173号を発行しました。

また、協会の各種の活動はもとより、環境ニュースや環境関連の法改正情報などを協会のホームページで発信していますので是非ご覧ください。

2021年度のホームページのアクセス数は、221,126件で2010年からの平均アクセス数と比較すると21%増となりました。

(協会ホームページ URL : <http://www.saitama-kankyo.or.jp/>)

5-9 使用済み切手の回収



協会に郵送されてきた郵便物の使用済み切手を回収し、「特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター」に寄付しました。2021年度は年間累積449gの使用済み切手を回収することができました。今後も社会貢献活動として継続して活動していきます。

5-10 埼玉県 NPO 基金分野希望寄附（環境保全）へ拠出



当協会は 2021 年度継続事業の寄付協賛金について、埼玉県 NPO 基金（特定非営利活動促進基金）分野希望寄附（環境保全）へ拠出を行い、12 月 27 日（月）に大野元裕 埼玉県知事からの感謝状贈呈式が行われました。

5-11 エコアクション 21 地域事務局さいたま -中小事業者の環境への取り組みを応援しています-



EA21 は、環境省が定めたガイドラインに基づき、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持し、環境コミュニケーションを行う事業者を認証し、登録する制度です。

2004 年 10 月に認証・登録制度が始まり、現在、全国で約 7,400 社の事業者が認証・登録している環境マネジメントシステム第三者認証制度です。

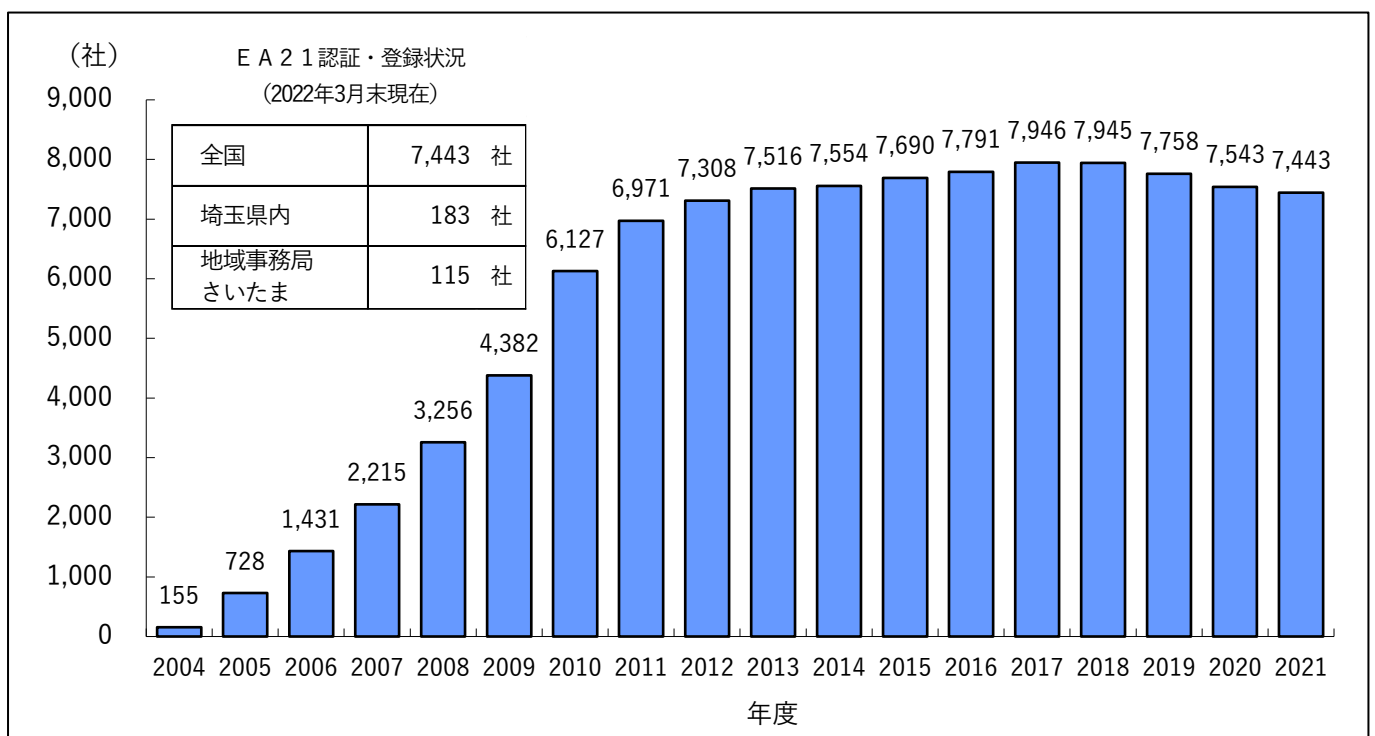
協会は、この EA21 の埼玉県における地域事務局の一つである「地域事務局さいたま」を担っています。地域事務局さいたまでは、115 社（2022 年 3 月末現在）の認証・登録された事業者の事務手続きのサポートや、これから認証・登録を目指す事業者、自治体への普及啓発を行っています。



EA21 をさらに普及させるために、川越市・富士見市・坂戸市・日高市・三芳町・川島町と協働で「EA21 認証・登録研修会」を開催しました。また、オンライン会議システムを活用して EA21 審査員の力量向上を目的とした「審査員力量向上研修会」を開催しました。

これら活動を通じて、引き続き中小事業者の環境への取り組みを応援していきます。

● エコアクション 21 認証・登録事業者数の推移



6 収益事業を通じた社会貢献



6-1 飲料水分析



水道事業者等が安全で安心な水道水を供給するために行う定期または臨時の水質検査を、水道法に基づいて厚生労働大臣登録を行うことにより、これらの検査が独自で行えない事業者に代わって実施しています。

良好な水質の水道水を安定して供給することは、社会の安全や利用者の健康の維持につながることから、水質検査においては迅速かつ正確な検査結果が求められます。これらに応えるために、水道 GLP や ISO/IEC17025 の外部認証の維持、国や県が実施する外部精度管理

調査への参加、検査機器の維持管理、検査担当者の技術力の向上などを通じて検査結果の信頼性の確保に努めています。

2021 年度は、外部精度管理調査については参加したすべての調査で「適正」の評価を得ています。また、水道 GLP については認証の更新を行いました。

水道法に基づく検査以外では、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく井戸水の検査、「学校保健安全法」に基づく学校関係の飲料水検査、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物（一定以上の床面積をもつ建物など）の飲料水検査、「遊泳用プールの衛生基準」に基づくプール水の水質検査なども行っています。



6-2 環境調査・環境分析



大気・水質・土壌などの環境測定分析と、事業所の快適な作業環境を形成するための作業環境測定、室内環境測定、生活環境の保全のための騒音・振動・悪臭・廃棄物などの各種調査分析を行っています。

環境分析においては、埼玉県が実施する「埼玉県水質精度管理調査」や「環境省統一精度管理調査」等の外部精度管理に積極的に参加し、良好な結果であるとの評価を得ています。これらの外部精度管理へ参加するとともに、内部精度管理を実施し、技術維持に努めています。

作業環境調査部門においては、公益社団法人日本作業環境測定協会のクロスチェックに毎年参加し合格しています。また、2021 年度石綿分析技術評価事業へ参加し、建材中石綿分析に関しては区分 1(定性分析)合格者、区分 3(定性・定量分析) A ランク認定者がおります。

このように、分析技術力の維持、向上に努めています。また、測定機器についてはメーカー技術員による定期的なメンテナンスの実施、適宜更新を行うことで、適正な分析体制を整備し、信頼性のあるデータの提供に日々努めています。

6-3 浄化槽法定検査（浄化槽法第 7 条・11 条）

埼玉県知事指定検査機関として、県南、県西部区域の浄化槽法定検査を行っています。法定検査により浄化槽



の維持管理状況と機能の確認を行い、公共用水域への汚濁負荷の低減に努めています。また、県内の受検率については全国レベルと比較して、低迷していることから、行政、関係団体と連携して、積極的な受検促進案内の送付を実施するとともに、指定採水員制度の推進や浄化槽維持管理一括契約制度の導入など、受検率向上対策を積極的に行っています。

7 条検査（設置状況検査）については、埼玉県及びさいたま市との連携を図り、受検啓発文書発送及び訪問活動を行い、受検率向上、維持管理の徹底に向けて努力しています。

11 条検査（定期検査）の検査基数は、新型コロナウイルスの影響もあるなか、昨年度に対し 3,819 基（10%以上）の向上となりました。

また、その他、指定採水員講習会や、埼玉県知事指定研修機関としての浄化槽管理士研修会は、感染症防止対策を徹底し、開催しました。さらに、浄化槽法定検査に係る BOD 水質分析においては、外部精度管理等へ積極的に参加し、精度向上に努めています。

6-4 簡易専用水道検査



マンションなど市町村の水道水を水槽に貯めて飲用水としている施設は、水道法により、その管理状況について、毎年、厚生労働省の登録を受けた検査機関の検査を受けなければなりません。

協会は、埼玉県内と近隣都県の施設を対象に検査を行っています。施設の適正な管理は安全な飲用水の供給に不可欠です。検査のほか、貯水槽の清掃を行う作業従事者のための研修会へ講師を派遣し、貯水槽の適正な管理の手法について講義しています。

また、病院や事業場などで地下水などを水源とする施設の求めに応じ、協会の職員を、水道管理の技術上の業務を担当する水道技術管理者として選任し、飲料水の安全を守る役割を果たしています。

さらに、職員がいかなる条件下でも的確な検査が行えるよう年 1 回、安全教育として高所作業に使用する胴ベルト、フルハーネス安全帯について最新情報や装着に関する指導を行っています。

6-5 環境技術実証事業（ETV事業） ～ 実証機関として環境技術を実証しています！ ～

本事業では、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境改善効果等を第三者が客観的に実証しています。環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としています。

協会が 2021 年度に実証した技術は「フィールド冷却細霧システム」です。ミストにより夏季のスポーツグラウンドにおける利用者の体感温度を下げるができます。この技術に対して、試験結果に基づく環境改善効果の第三者評価を行いました。

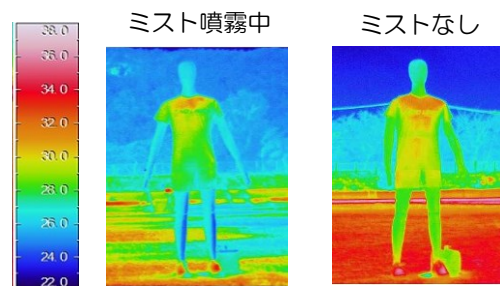
これまでに実証した技術の実証結果は環境省のホームページに掲載されています。是非ご覧ください。

環境省 ウェブサイト （実証結果・写真引用先）

<http://www.env.go.jp/policy/etv>



ミスト噴霧の様子



ミスト有無による体表面温度の比較（マネキン使用）

6-6 高齢労働者安全衛生対策機器実証事業

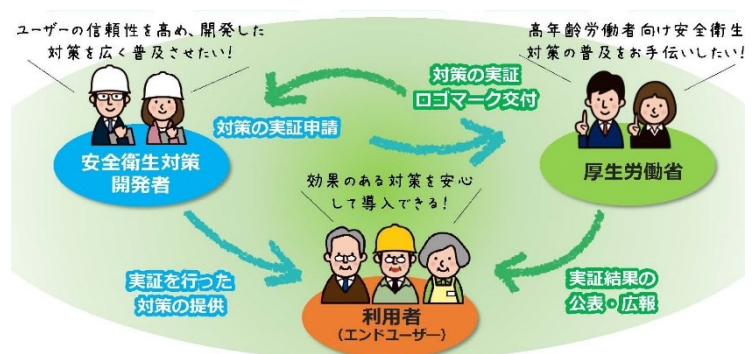
～ 実証機関として高齢労働者向けの安全衛生対策の労働災害防止効果等を実証しました！～

本事業は、普及が進んでいない高齢労働者の安全衛生対策について、その労働災害防止効果等を第三者が客観的に検証し、結果を公表することにより、適切な高齢労働者の安全衛生対策の選択・導入を後押しし、もって高齢労働者の労働災害防止対策の推進を図ることを目的としています。

協会は、本事業全体の運営や、実証対象の安全衛生対策の選定、試験の実施、報告書の作成、ロゴマークの交付等の業務を行いました。

2021年度に実証した安全衛生対策は「立ち仕事の疲労軽減」「厨房における労働負荷軽減」「転倒リスク評価」の3件です。

実証結果は、厚生労働省のホームページに掲載されています。是非ご覧ください。



高齢労働者安全衛生対策機器実証事業の概要



【立ち仕事の疲労軽減】



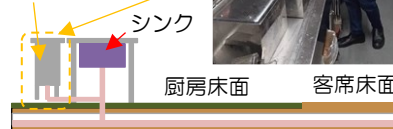
長時間の立ち仕事による足腰の負担を軽減するアシストスーツ「アルケリス」



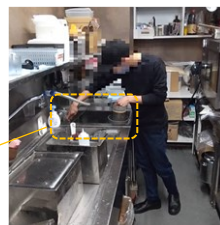
【厨房における労働負荷軽減】

- ・負荷の少ない立位姿勢での作業が可能に
- ・厨房段差の解消にも寄与

実証した対策
(油水分離技術)



労働負荷を軽減し、厨房段差の解消に寄与する油水分離技術「グリスエコ」



【転倒リスク評価】



転倒リスク可視化装置「StA²BLE（ステイブル）」

厚生労働省ウェブサイト（実証結果・写真引用先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19051.html

7 内部コミュニケーション

協会は、「FOR ECO」を掲げ、環境のため、お客様のための第一に考え、それが自らの組織や従業員個人のためにつながっていくことをモットーとしています。このことは、組織や従業員個人がお客様や環境につながっていること、それを常に認識することも意味しています。そのため、協会の基本理念を実現していくためには、協会のすべての従業員がいきいきと働くことができる、働きがいのある職場環境を創っていくことが重要です。これにより、環境保全とお客様の満足につながり、地域社会と共に発展していくことができると考えています。

働きがいのある職場環境づくりを進めるに当たり、労働組合と良好な関係を維持し、風通しのよい組織づくりを心がけながら、事業活動の発展とより働きやすい職場を目指して、活発な意見交換や労使協議を行っています。

7-1 働きやすい職場環境のための取り組み

働きやすく働き甲斐のある職場環境づくりのための主な取り組みは次のとおりです。

職場環境づくりの基本である4Sについては、整理・整頓デーを設け、美化活動と併せてチェックリストを用いて、改善活動を推進しています。

人材育成については、技術士、環境計量士等の資格取得にあたって、資格取得時に報奨金を支給し、たゆまぬ成長と自己革新のためのチャレンジを続けていく後押しをしています。

また、新入職員、管理者向けの階層別教育の他、全社で環境活動を維持・推進していくための「環境教育」、職員の業務経験から得た事例を発表する「職員研究・事例発表会」等の機能別研修を行っています。

メンタルヘルス対策については、「メンタルヘルス関連研修会」を開催し、職場環境の改善に努めつつ、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの未然防止に努めています。また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」に対応し、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を行い、労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境改善へとつなげます。

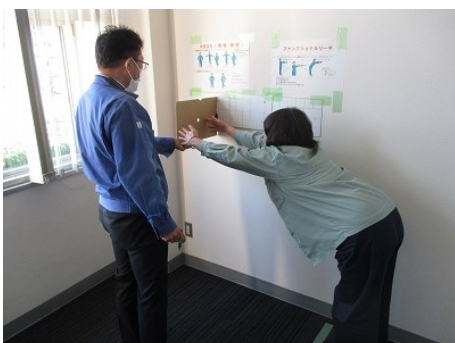
ワークライフバランスについては、職員が仕事と子育てを両立させることができる環境をつくるため、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画及び女性の活躍に関する情報」の公表を行っています。また、「育児短時間勤務の法令上乗せ」や、埼玉県健康経営認定制度に基づく「健康宣言」の公表、労使による「同一労働同一賃金に関する改定」の案内を実施しました。

7-2 安全・安心な職場環境のための施策

各種業務の実施に伴う事故を未然に防止し、安全を確保するため、ヒヤリ・ハット報告を徹底しています。マネジメントレビューでは、2021年度に発生したヒヤリ・ハット事例について周知を行い、その情報の共有化を図りました。

分析室や事務所などの職場については、厚生委員会が定期的に巡視を行い危険要因がないか確認するとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断や作業環境測定を定期的に実施し、職場環境の維持改善に努めています。

また、「新型コロナウイルス感染症予防・協会ルール」に則り、定期的な換気や消毒、事務スペースに仕切り板の設置などの感染防止対策を実施しました。



転倒リスク評価の様子

さらに、国内では高齢社会が進展するなか、労働災害の24%が転倒、16%が墜落・転落であり、60歳以上の高年齢労働者の被災者がそれぞれ高い割合を占めています。特に墜落・転落は高年齢の男性が女性より約4倍、転倒は高年齢の女性が男性より約16倍高い労働災害発生率を示しています。このことから、協会における作業においても、姿勢バランスを崩したことによる転倒、墜落・転落の危険性や現場での水難事故などの可能性があること、さらに職員の高齢化が進行していることから労働安全衛生対策であるリスクアセスメント（健康診断、メンタルヘルス対策等）の一つとして転倒リスク評価を実施しました。

8 外部コミュニケーション

CSR 報告書の発行、配布を通して、お客様や関係者の皆様からご意見をいただき、協会の運営にフィードバックしています。年 4 回発行している環境ニュースでも各号に必ずアンケートハガキを添付し、協会の業務全般や環境ニュースの内容についてご意見を求め、業務へのフィードバックに努めています。加えて、環境セミナーやその他の開催イベントにおいてもアンケート調査を実施し、参加者の皆様の声を次の開催に活かしています。協会の業務においては、様々なお客様と接する機会があることから、こうした際にいただくお客様の貴重な生の声を大切にし、さらなるサービス向上に努めています。

また、毎年 6 月に重要事項等を決定する機関である定時社員総会において、社員の皆様（協会の事業に賛同し、会費を納入いただいている個人・企業の皆様）からご意見を頂戴し、協会の運営に反映しています。

9 代表者の評価と見直し

2018 年度から環境マネジメントシステムを ISO 14001 から EA21 に切り替え、環境経営目標も設定し、各種の環境活動を推進しています。

このうち環境負荷の低減については、都市ガス使用量の削減及びグリーン購入の推進を除き、目標を大きく上回って達成することができました。都市ガス使用量が増加した要因については、新型コロナウイルス感染対策により、頻繁に換気を行っていたため、冷暖房効率が落ちたことが考えられます。今後も、感染対策に配慮しつつ、クールビズ・ウォームビズの実施等によって従業員が一体となって使用量の削減に努めます。また、昨今の社会的情勢等も踏まえ、目標の見直しを図り、より一層の環境負荷低減を目指します。

協会の本来業務についても目標を設定しており、簡易専用水道検査業務については目標を達成することができました。一方、浄化槽法定検査業務については、浄化槽設置時検査（7 条検査）の実施基数では目標を達成することができましたが、定期検査（11 条検査）の実施基数及び浄化槽受検案内の返信率の目標は達成することができませんでした。今後も県及び関係団体と連携していくとともに、経営者としてのリーダーシップを発揮しながら役職員一丸となって法定検査の受検率が向上するように努めて参ります。

環境意識の醸成、啓発等の社会貢献活動については、概ね目標を達成することができました。本活動についても新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受け、環境わくわく体験のイベントを中止せざるを得ませんでした。ただ中止するだけでなく、ホームページに環境わくわくコーナーを掲載し、情報発信をしました。さらに、環境セミナーでは、対面とオンライン形式を融合させた、ウィズコロナ時代に合ったイベントを開催することができたことは評価できると思います。新型コロナウイルスに限らず、今後も新しい課題に対し、柔軟に対応できるような人材を育成し、社会貢献を進めていきたいと考えています。

今後とも、内部・外部とのコミュニケーションを活発に行い、お客様、従業員、地域住民の方々等、ステークホルダーの信頼に応えられるような CSR 活動を続けていきます。

10 第三者レビュー

小川 浩
常葉大学 名誉教授

【専門分野】

環境工学、下水道、浄化槽、汚水処理



はじめに

法人化 50 周年を迎えられ、おめでとうございます。貴法人は、埼玉県ばかりでなく、世界中で目標としている SDGs 行動指針について、17 項目のうち、12 項目に積極的に取り組んでおり、また、1998 年には ISO9001 の運用開始後、ISO14001 を取得され、2019 年にはエコアクション 21 の認証・登録を行い、埼玉県内で有数の環境対策、経営効率の向上を推進する団体へと躍進してきています。

環境配慮に係わる目標の達成状況

環境負荷 9 項目、サービス提供 3 項目を実施され、CO₂ 排出量は 22.2%減、電力使用量は 20.6%減、燃料使用量は 19.0%減、水使用量は 8.8%減とそれぞれ当初の目標を達成されましたが、都市ガス使用量については 10.0%増となり、その要因は感染症対策として頻繁な室内換気によって冷暖房効率が低下し、そのためガス使用量が増加したとされています。コロナ禍は、今後も継続すると予測されており、この項目に関する目標達成は厳しいと考えられますが、気候変動に関する脱炭素に向けた取組が求められていることから是非、達成するための努力や工夫を継続していただきたい。

公共用水域の水質向上に係わる浄化槽の法定検査受検率についてですが、設置後に実施する浄化槽法第 7 条検査では、目標達成率が 100%を超過していますが、1 年ごとの定期検査に相当する第 11 条検査は、達成率が 92.9%と目標未達成の状況であります。第 11 条検査の低受検率は、全国的にも低迷している状況であり、当該県だけの課題ではありませんが、浄化槽設置基数が 470,907 基（令和 2 年度末現在：全国 4 位）であることから、県、関係団体、住民と連携し、受検率の向上に努めていただきたい。

社会貢献活動

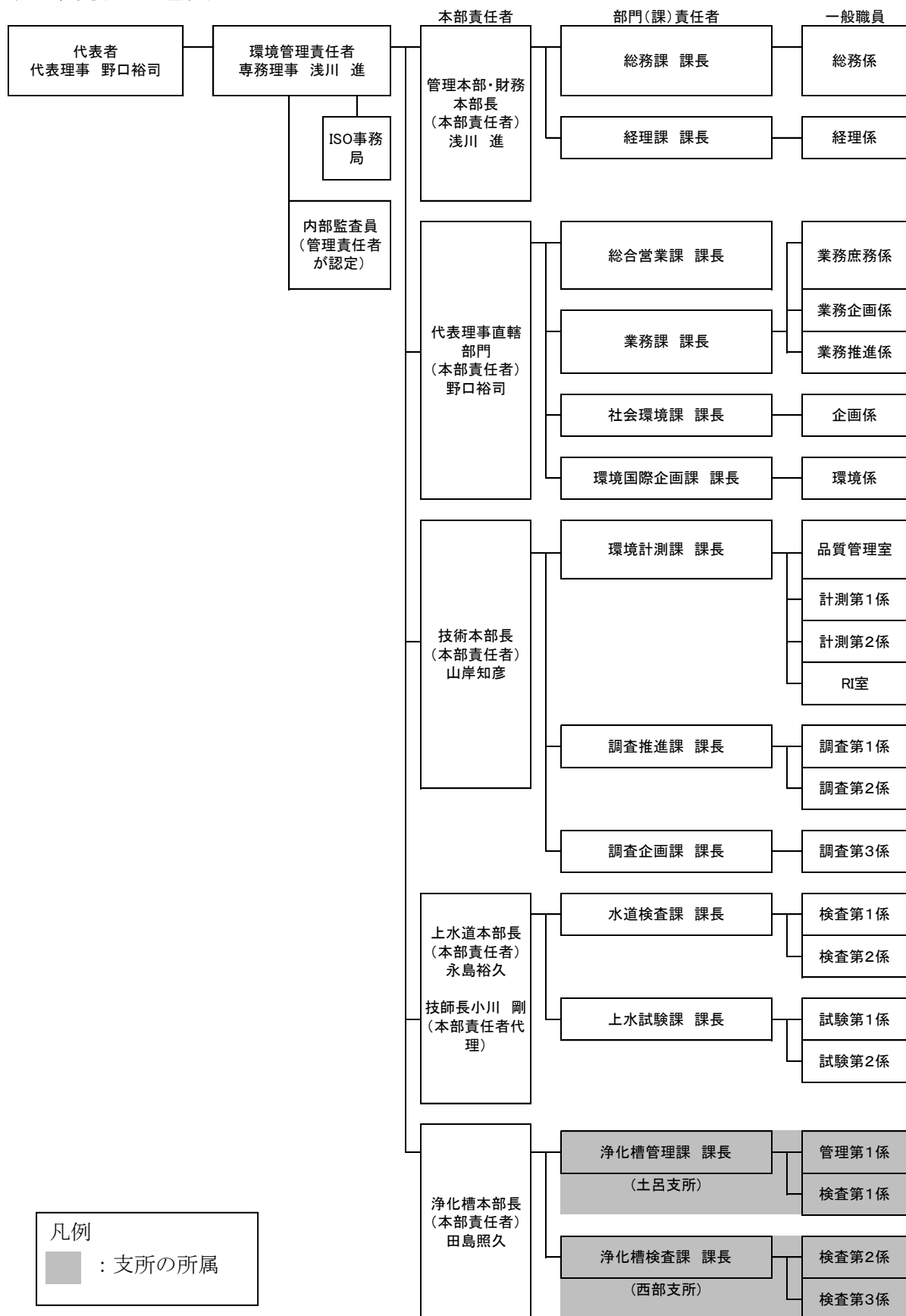
環境意識の啓発、美化活動、セミナー開催等、コロナ禍にもかかわらず、工夫して実施され、十分貢献していると判断できます。現在では、環境教育を低学年から導入する傾向があり、外部から講師を招聘して実施している学校もあることから、貴団体の活動の場が期待されるところです。

おわりに

令和 2 年度県政世論調査結果（2020 年 12 月 18 日付け）をみますと、環境に対する取組について、県民の 90%以上が重要であると回答していますが、具体的な行動については、必ずしも良好な回答ではありません。気候変動やマイクロプラスチック問題については、喫緊の課題でもあることから県民の関心は高いですが、排ガス、生活排水、里地・里山への課題については、過去のこととされ、関心が薄らいできている感があります。是非、これからも県民の環境への配慮、意識が向上する活動を継続的に実施されることを期待します。

エコアクション 21 実施体制（役割と権限）

（１）環境経営組織図



(2) 役割及び権限

役割	権限
ア) 代表理事	最高経営層としての責任と権限を有す。
イ) 副代表理事、専務理事、常務理事	代表理事を補佐する。
ウ) 管理責任者	マネジメントシステムに必要な活動、運用の責任と権限を有す。
エ) 本部長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (本部責任者)
オ) 課長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (部門(課)責任者)
カ) 係長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、監督する。
キ) 内部監査員	マネジメントシステムを監査する。
ク) ISO事務局	管理責任者を補佐し、ISO事務局を所掌する。
ケ) 一般職員 嘱託、契約、派遣職員含む	マネジメントシステムに必要な活動を行い報告する。

エコアクション21 認証・登録範囲（登録事業所の概要）

(1) 事業者名及び代表者名

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口 裕司

(2) 所在地(認証・登録の範囲)

本部 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450 番地 11
土呂支所 〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町 1 丁目 50 番 4 号
西部支所 〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡 1 丁目 11 番 34 号
※全組織、全活動を範囲とする。

(3) 環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者 浅川 進
担当者 社会環境課 大塚 俊彦
連絡先 電話：048-649-5496 FAX：048-649-5493
E-mail：t.otsuka@saitama-kankyo.or.jp

(4) 事業内容

環境にかかる測定、分析及び調査・研究
水道事業の原水・浄水の検査
簡易専用水道に関する法定検査
浄化槽に関する法定検査
環境保全活動の普及啓発及び支援

(5) 事業の規模（2021 年度末現在）

売上高 1,089,751 千円
従業員数 124 名
事業所延べ床面積 2,914.15 m²

(6) 法人設立年月日

昭和 47 年 5 月

(7) 資本金

一般社団法人につき 0 円

環境経営目標

環境経営目標

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度	年度目標	2021年 4月 1日	
						2017年度	2021年度	2019年度	中期3年目標 2020年度・2021年度
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	総務課	全部署	0.57	△3%	△1.5%	△2% △3%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	環境計測課(総務課)	全部署	805,870	△3%	△1%	△2% △3%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	調査推進課・企画課(総務課)	全部署	1,350.35	△2%	△1%	△1.5% △2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	総務課	全部署	5,456	△2%	△1%	△1.5% △2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	総務課	全部署	2,622	△2%	△1%	△1.5% △2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	91	91.5%以上	90.5%以上 91.0%以上	91.5%以上
4	廃棄物の適正管理及び抑制	分析に必要な量を減らす目標 設定は合理的でないため、適 正管理活動の計画を目標とす る。	—	総務課 環境計測課・上水 試験課・浄化槽管 理課・検査課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理 (P R T R) および抑制	取扱量の適正管理及び抑 制(4物質)	t(トン)	環境計測課(総務 課)	(環境計測課 含む全該当部 門分)	第1種0.49 特定0.02	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、 ロードサポーター	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポーターの実施(西部 支所) 整理整頓デーの実施	美化活動年間回数 ロードサポーター年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回 数	総務課	全部署	美化10回 ロードサポーター9回 整理整頓10 回	美化活動年間12回 ロードサポーター9回 整理整頓デー 月1回 実施	活動継続 活動継続	活動継続
サービスの提供									
7	簡易専用水道設備の改善指導と公衆 衛生の向上	前年度Cランク施設を対象 に改善の確認、アドバイ スの実施	施設数 (%)	水道検査課	同左	2018年度実績 13/22施設 (59%)	前年度Cランク→B-A ランクになる改善率 60%以上	当該年度毎に目標設定	
8	公共用水域(河川)水質の向上～浄 化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のため の検査基数の増加、受 検案内返信率増加	7条、11条検査 案内返信率 %	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条2342基 11条31104基 返信率84%	7条2400基 11条43000基 返信率90%	当該年度毎に目標設定	
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型 政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実 施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 セミナー・学習等 年間回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修 会6回 セミナー・学習4 回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3回以上 ニュース年間4回発行	活動継続 活動継続	活動継続

環境経営計画（環境経営目標毎の具体的な取り組み一覧）

環境経営目標毎の具体的な取り組み一覧（環境経営計画） 2021年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取組部門	主管部門	該当部門
1	二酸化炭素排出量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年			
		②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年	総務課（環境計測課含む全部門分）	環境計測課	全部署
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
		④エアコンフィルターの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課（調査課含む全該部門分）	調査推進課・企画課	社会環境課・総合営業課・業務課・調査課・上水試験課・水道検査課・浄化槽検査課
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進				
	都市ガス使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署
		②クールビズ、ウォームビズの推奨				
	水使用量の削減	①給湯室やトイレ等の節水	通年	総務課	総務課	全部署
		②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水				
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用				
3	グリーン購入の推進	グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	総務課	総務課	全部署
4	廃棄物、排水の適正管理と抑制	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と抑制 ②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）	通年	総務課・社会環境課（全部署分）	総務課	全部署
5	化学物質の取扱いの適正管理（P R T R）および抑制	①取扱い化学物質の種類及び量の把握（※4物質アセトニトリル、トルエン、ジクロロメタン、ベンゼン） ②適正な保管、使用による取扱量の管理、抑制（4物質）	通年	総務課（環境計測課含む全該部門分）	環境計測課	該当物質取扱い部署
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサボート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
サービスの提供						
7	簡易専用水道設備の改善指導と公衆衛生の向上	簡易専用水道検査を通じた施設改善指導の実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽管理課・検査課	浄化槽管理課・検査課	浄化槽管理課・検査課
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課	総務課	総務課・社会環境課

*当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、対象を4物質としています。

進捗管理表

環境経営目標ごとの進捗管理表

2022.4.26現在

No.			項目	単位	基準年度	年度目標				第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期累計				
			目標内容		2017年度	2021年度 (年間目標値)	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (半期)	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (年間)								
1		二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂ /千円	0.568	△3.0% (0.551)	△ 26.96	△ 31.39	△ 28.79	△ 26.77	△ 29.40	△ 25.24	△ 25.85	△ 24.65	△ 24.02	△ 22.98	△ 22.86	△ 22.14	目標クリア								
				0.142	0.185	0.236	0.271	0.316	0.336	0.354	0.400	0.426	0.447	0.442												
		電力使用量の削減	kWh	805,870	△3.0% (781,694)	△ 26.36	△ 21.47	△ 21.06	△ 21.31	△ 20.22	△ 20.08	△ 20.15	△ 20.10	△ 20.65	△ 20.53	△ 20.74	△ 20.59									
				50,279	95,765	144,420	198,781	264,750	321,942	413,768	464,165	522,695	584,033	639,969												
2		ガソリン・軽油使用量の削減	リ/台	1,350	△2.0% (1,323)	△ 20.19	△ 23.37	△ 21.59	△ 22.33	△ 21.48	△ 21.48	△ 20.91	△ 20.26	△ 20.09	△ 19.46	△ 19.30	△ 18.97	目標クリア								
				83	159	259	358	461	546	645	733	826	914	1,000	1,094											
				△ 62.79	△ 54.46	△ 27.04	△ 26.23	3.29	6.16	4.76	△ 1.40	△ 0.27	6.12	8.94	10.04											
		都市ガス使用量の削減	Nm ³	5,456	△2.0% (5,347)	112	199	518	1,001	2,133	2,722	2,970	3,091	3,714	4,545	5,437	6,004									
3		水使用量の削減	m ³	2,622	△2.0% (2,570)	-	△ 7.51	-	△ 8.19	-	△ 8.79	-	△ 11.03	-	△ 10.44	-	△ 8.81	目標クリア								
				-	345	-	796	-	1,203	-	1,589	-	1,973	-	2,391											
				-	-	-	-	-	92.2%	-	-	-	94.1%	-	-											
		グリーン購入の推進	%	91	91.5%以上	-	-	88.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	91.3%									
4		廃棄物、排水の適正管理及び抑制	-	-	適正管理	-	-	問題なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適正管理								
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
5		化学物質の取扱量の適正管理 (PRTR)および抑制	t(トン)	第1種0.49 特定0.02	±0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取扱い把握 抑制目標内								
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
6		4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	美化活動年間回数 ロードサポート年間回数(西部支所) 整理整頓チーム 実施回数	美化10回 ロードサポート年間回数 整理整頓10回	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓チーム 月1回実施	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化 ロードサポート 整理整頓 100%	美化12回 ロードサポート 整理整頓年間12回 100%	目標クリア								
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	
7		簡易専用水道設備の改善指導と公衆衛生の向上	施設数	2018年度実績 13/22施設 (59%)	前年度CラックB Aラック改善率60%以上	-	-	6/6 (改善施設数/実施施設数) 100.0%	-	-	8/9 (改善施設数/実施施設数) 88.9%	-	-	15/16 (改善施設数/実施施設数) 93.8%	-	-	16/18 (改善施設数/実施施設数) 88.9%	目標クリア								
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-		
8		公共用水域(河川)水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	7条、11条検査 回数 案内返信率 %	7条2342基 11条31104基 返信率84%	7条検査 2,400基/ 年 11条検査 43,000基 案内返信率90%	-	-	7条728基 11条1,167.7% 11条9,065基 返信率 85.0%	-	-	7条1,372基 11条1,143.9% 11条19,451基 返信率 86.0%	-	-	7条1,995基 11条30,072基 返信率 86.0%	-	-	7条2,411基 11条39,953基 返信率 86.0%	一部目標未達								
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								-	
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								-	
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								-	
9		環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	支援・研修会 年間回数 せな〜学習等 年間回数 ニュース年間発行回数	支援・研修会 6回 せな〜学習等 4回 ニュース年間発行回数 24回	支援・研修会 年間4回以上 せな〜学習等 年間3回以上 ニュース年間発行回数 年間4回発行	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	ニュース発行 100% 支援・研修会 1回 せな〜学習等 1回 ニュース年間発行回数 100%	支援・研修会10回 せな〜学習等3回 ニュース24回	目標クリア								
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	-

*同期累計との比較としている。また、灯油使用量はCO2排出量に含むが、使用量が少ない為目標管理対象外とした。

*売上は4月に1年分計上が多い為、同期累計との比較としている。(データは翌月の部長会議での部門別収入実績実績より)

次年度の環境経営目標

環境経営目標

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度	年度目標	2022年 4月 1日	
						2020年度	2022年度	2022年度	中期3年目標 2023年度 2024年度
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	総務課	全部署	0.45	△1%	△1%	△1.5% △2%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	環境計測課 (総務課)	全部署	661,592	△1%	△1%	△1.5% △2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	調査推進課・調査企画課 (総務課)	全部署	1,092.00	△1%	△1%	△1.5% △2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	総務課	全部署	6,165	△1%	△1%	△1.5% △2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	総務課	全部署	2,499	△1%	△1%	△1.5% △2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	91	91.5%以上	91.5%以上	92.5%以上
4	廃棄物の適正管理及び抑制	分析に必要な量を減らす目標 設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課 環境計測課・上水試験課・浄化槽管理課・浄化槽検査課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱い量の適正管理 (P R T R) および抑制	取扱量の適正管理及び抑制 (3物質)	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課 含む全該当部門分)	第1種0.17	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、 ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	活動継続	活動継続	活動継続
サービスの提供									
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場7226施設 書類516施設	当該年度毎に目標設定		
8	公共用水域（河川）水質の向上 ～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加～受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施 基数 案内返信率 %	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条2024基 11条36134基 返信率85%	当該年度毎に目標設定		
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間回数 ニュース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会6回 セミナー・学習3回 ニュース4回	活動継続	活動継続	活動継続

次年度の環境経営計画

環境経営目標毎の具体的取り組み一覧(環境経営計画)

2022年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取纏部門	主管部門	該当部門
1	二酸化炭素排出量の削減	①執務室適温設定(冷房時28℃、暖房時20℃目安に)	通年	総務課 (環境計測課含む全部門分)	環境計測課	全部署
		②No残業Day及び19:00退社(消灯)の励行	通年			
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
		④エコオフィスの定期清掃(月1回推奨、美化活動、大掃除)	12月ほか			
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課(調査推進課含む全該部門分)	調査推進課・調査企画課	社会環境課・総合営業課・業務課・調査推進課・調査企画課・上水試験課・水道検査課・浄化槽検査課
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進				
	都市ガス使用量の削減	①執務室適温設定(冷房時28℃、暖房時20℃目安に)	通年	総務課	総務課	全部署
		②クールビズ、ウォームビズの推奨				
		①給湯室やトイレ等の節水				
2	水使用量の削減	②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水	通年	総務課	総務課	全部署
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用				
		グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	総務課	総務課	全部署
3	グリーン購入の推進	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と抑制	通年	総務課・社会環境課(全部署分)	総務課	全部署
4	廃棄物、排水の適正管理と抑制	②排水の適正管理(自主基準設定等による管理)	通年	総務課	環境計測課	該当物質取扱い部署
5	化学物質の取扱い適正管理(PRT)および抑制	①取扱い化学物質の種類及び量の把握(*3物質アセトニトリル、トルエン、ジクロロメタン)	通年	総務課(環境計測課含む全該部門分)	環境計測課	該当物質取扱い部署
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	②適正な保管、使用による取扱量の管理、抑制(3物質)	通年	総務課	総務課	全部門
カービズの提供		月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
8	公共用水域(河川)水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	E&E21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課	総務課	総務課・社会環境課

*当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、対象を3物質としています。

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果、並びに違反、訴訟などの有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果

遵守確認日2022.3.31

[法規制等の目的]/法規制等の名称(略称)		遵守対象	遵守事項/手続き (全項目について環境管理責任者に必ず連絡・報告すること)	担当	遵守コメント	判定
[水質汚濁の防止] 水質汚濁防止法/下水道法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例/さいたま市下水道条例/坂戸・鶴ヶ島下水道組合下水道条例						
下水道法	分析水等の排水	本館・新館の水質結果報告 さいたま市に提出(毎月10日まで)[除害施設管理責任者]	計測	毎月遅滞なく報告済		○
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	排除基準等全項目自主検査(本館・新館) [除害施設管理責任者]	計測/上水	毎月基準以下確認済		○
		ジクロロメタン(月2回)自主検査(本館) [除害施設管理責任者]	計測	毎月基準以下確認済		○
		排除基準等全項目自主検査(西部支所)	浄化槽	毎月基準以下確認済		○
		特定施設、除害施設管理者の届出(代表者、構造等の変更時)(本館・新館) さいたま市に提出 [除害施設管理責任者]	計測	4/3市に選任届、10/9代表者変更届提出		○
		特定施設の届出(代表者、構造等変更時)(西部支所) 坂戸・鶴ヶ島下水道組合及び東松山環境管理事務所に提出	浄化槽	10月末に代表者変更届提出		○
水質汚濁防止法	分析水等の排水	有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (本館・新館)[除害施設管理責任者]	計測/上水	月1回点検済		○
		有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (西部支所)	浄化槽	月1回点検済		○
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	《事故時》特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置及びさいたま市への通報等(本館・新館)[除害施設管理責任者]	計測	漏洩事例なし		○
		《事故時》特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置及び坂戸・鶴ヶ島下水道組合、東松山環境管理事務所への通報等(西部支所)	浄化槽	漏洩事例なし		○
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出	マニフェスト等状況報告 さいたま市に提出(毎年6月)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	10/1市に提出(30日で延長)		○
		産業廃棄物の適正処理 マニフェスト終了(E票)・収集運搬業許可証等の確認、保管場所設置(掲示板の設置)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	全体廃棄、6.9.10.1.2月に実施、記録保管		○
		産業廃棄物の保管管理	計測/上水	水銀保管周知あり		○
		特別管理産業廃棄物管理責任者の届出(変更時) さいたま市に提出[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	届出変更事例なし		○
		一般廃棄物の保管管理、適正処理	総務	5/26.12/9文書廃棄		○
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令	対象物質の使用	水銀使用製品産業廃棄物の保管管理、処理は産廃に同じ	総務	教育実施		○
[放射線障害の防止] 放射線障害防止法/放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び同法律施行規則						
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	表示付放射性同位元素装備機器(ECD)の使用	ECDセルの届出(新規・廃棄・変更時) (安全管理責任者不要)	計測	届出変更事例なし		○
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律/同法律施行規則		《事故等》ECDセルの事故等の原子力規制委員会への報告	計測	事故事例なし		○
[放射能装置の管理] 労働安全衛生法/同施行規則等						
労働安全衛生法第88条 労働安全衛生法施行規則第85条、第86条	X線回折装置の使用	機械等設置届、放射線装置摘要書、管理区域の説明書(図面)、装置のカタログの提出 さいたま労働基準監督署に2部提出(設置の30日前まで)	計測	該当事項なし		○
[大気汚染の防止] 大気汚染防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例						
さいたま市生活環境の保全に関する条例	局所排気装置(ドラフト)からの排出	《事故時》 特定物質の排出時の応急措置及び通報	計測/上水	事故事例なし		○
		PRTR法の項目で0.5tを超えたとき、敷地境界線の風上・風下(2回/年)測定(提出不要)	計測/上水	超過なし、測定なし		○
[騒音の防止] 騒音規制法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例						
騒音規制法	送風機音や夜間作業音	室外機の騒音/夜間の作業音(苦情発生時)自主的な判断で実施	総務	苦情なし		○
[悪臭の防止] 悪臭防止法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例						
悪臭防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例	検体、分析に伴う悪臭の発生	《事故時》通報及び応急措置	計測/上水	通報事例なし		○
[火災対策] 消防法/火災予防条例/さいたま市火災予防条例/坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例						
消防法	防火対象の建物の使用	防火管理者、消防計画・自衛消防隊・火元責任者等の届出(作成・変更時)	総務	届出済		○
		《技術上の基準》消防設備(火災報知器及び非常警報装置等)点検及び点検結果の届出	総務	年2回実施済		○
[危険物の管理] 消防法/さいたま市火災予防条例/危険物の規制に関する政令						
危険物の規制に関する政令	分析工程での危険物の使用	危険物の保管量の把握、 廃溶剤の廃棄(月2回程度、一部は年3回程度)	計測/上水	保管量把握、廃棄記録済		○
[高周波利用設備の管理] 電波法						
電波法	高周波利用設備(ICP-MS)の使用	高周波利用設備の届出(追加・変更時)	計測/上水	今期届出変更なし		○

【簡易専用水道の衛生的で安全な水の確保】 水道法						
水道法第34条	検査対象設備の使用	簡易専用水道検査(年1回)(本館・新館)		総務	8月実施済	○
[高圧ガスの取扱い] 高圧ガス保安法						
高圧ガス保安法	分析工程での高圧ガスの使用	《貯蔵・消費》 経済産業省令で定める技術上の基準の遵守		計測/上水	取付確認、定期残量確認	○
高圧ガス保安法		《危険・事故時》 応急措置及び販売業者への連絡		計測/上水	地震後配管確認済	○
[窒素酸化物による大気汚染の防止] 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法/埼玉県生活環境保全条例						
NOxPM法(埼玉県生活環境保全条例)	自家用自動車の使用	当該の車両30台以上の時、自動車使用管理計画・年度報告(毎年6月)		総務	30台未満報告対象外	○
[適正な作業環境の確保や労働者の健康保持] 労働安全衛生法						
労働安全衛生法	法令で対象となる作業場の使用	作業環境測定の実施、結果の保管(本館、新館)		総務	年2回実施済	○
労働安全衛生法		化学物質のリスクアセスメントに関する事項の遵守		総務	現状該当なし	○
労働安全衛生法		事業場におけるリスクアセスメント実施に関して随時(最新版の管理)		総務 調査企画	調査企画課長より総務に情報提供あり。適宜関係者に周知。	○
[フロン類の排出抑制] フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律「フロン排出抑制法(H27.4.1施行)」						
フロン排出抑制法(H27.4.1施行)	対象物の使用	第一種特定製品の設置・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、フロン漏えい時の措置 ④点検・整備の記録作成・保存		総務	6月簡易点検実施、記録済、5月定期点検(西部)実施	○
フロン排出抑制法(H27.4.1施行)		フロン類算定漏洩量等の報告、フロン類の充填・回収の委託義務等(整備時、廃棄時)		総務	漏洩事例なし	○
フロン排出抑制法(H27.4.1施行)		フロン類充填分析用機器、車載冷蔵庫		計測/上水/ 浄化槽	6.9.12.3月冷却装置等点検実施済	○
[地球温暖化対策] 埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)						
埼玉県地球温暖化対策推進条例	自家用自動車の使用	自動車地球温暖化対策計画・年度報告		総務	30台未満報告対象外	○
[エネルギーの使用の合理化] エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法(改正省エネ法はH22.4.1施行)」						
省エネ法(改正省エネ法はH22.4.1施行)	対象外事業所	原油換算(現状では届出対象外、毎年度対象対象外の確認)		総務	報告対象外	○
[化学物質の排出量・移動量の把握・届出] 化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例						
化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例	分析工程での法対象化学物質の使用	取扱量により届出必要(毎年6月)、取扱量の把握		計測/上水	0.5t超過なし届出不要	○
[有機溶剤、特定化学物質の管理] 労働安全衛生法/同施行規則						
有機溶剤中毒予防規則/特定化学物質障害予防規則	分析工程での法対象物質の使用	作業主任者、保管、局所排気装置設置、必要事項の揭示、作業環境測定、特殊健康診断実施等		計測/上水	表示、作業測定、健診等実施済	○
[毒物及び劇物について、保険衛生上の見地から必要な取締] 毒物及び劇物取締法						
毒物及び劇物取締法	分析工程での法対象物質の使用	特定毒物研究者の届出(変更時) さいたま市長(さいたま市保健所)に提出		計測	今期届出変更なし	○
毒物及び劇物取締法		毒物・劇物の管理(使用量及び残量等の記録)		計測/上水/ 浄化槽	在庫確認記録済	○
[その他の要求事項の管理] 近隣住民との合意書(近隣住民の要望)						
近隣住民との合意書(近隣住民の要望)	分析場の設置	設置時/その他合意書に記載された時期		総務	総務にて保管、対応済	○
[他の各種法律等の対象物品の管理] 各種法律						
資源有効利用促進法	物品の使用	パソコン・自動車の長期使用、溶剤等回収・分別排出		総務	総務報告にて確認済	○
容器包装リサイクル法	容器包装の使用	一般廃棄物の分別排出、ガラスビン・ポリビンの繰り返し使用		総務	総務報告にて確認済	○
家電リサイクル法	家電の使用	対象家電の処理費用負担(リサイクル券購入)		総務	総務報告にて確認済	○
グリーン購入法	事務用品の使用	グリーン購入適合品の選択・購入(グリーン購入品率・リサイクル用紙利用率確認)		総務	総務報告にて確認済	○
小型家電リサイクル法	小型家電の使用	携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン等の分別排出		総務	総務報告にて確認済	○

*届出、報告漏れ、違反がなければ○(該当なしも)、業としての許認可関連法令は表から除外、訴訟事例はなし。

*環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局より違反等の指摘はありません。

(2) 違反、訴訟などの有無

違反・訴訟等はありませんでした。

事項	報告内容(要旨)	代表者の評価と指示
環境経営目標の達成状況、並びに環境経営計画の実施及び運用結果、実施体制について	2021 年度目標については、概ね達成できた。また、環境経営計画の実施、運用については、一部新型コロナウイルスの影響もあり、別形態での実施となったものもあった。全般としての実施状況は良好であったといえる。また実施体制についても特に問題はなかった。 浄化槽検査の 11 条検査基数及び依頼案内返信率が現時点では未達成である。	滞りなく、又、目標値も見直すことなくクリアできたことは評価する。2021 年度目標の未達成項目については、原因を分析し、次年度以降の目標達成方策等の見直しを含め検討すること。環境経営計画の実施、運用では、コロナ禍という厳しい状況下ではあったが概ね良好であった。今後は、取り組み内容が適切かどうかを検討し、必要に応じて展開し、環境経営計画を改定すること。実施体制について特に問題はなかったので継続の上、支所も含めた、全員一丸となって取り組む体制を更に進めること。 浄化槽検査基数については、新人検査員の教育や新規物件検査の増加が影響しているが、返信率については、引き続き再発送等で対応すること。受検率向上の施策は、指定検査機関としての責務のため、引き続き継続すること。
環境関連法規の遵守状況	遵守評価の結果は年間として問題なかった。	引き続き、環境関連法令の遵守を徹底すること。
外部からの環境に関する苦情や要望の受付及び処置状況	苦情や要望は、特になかった。	引き続き、地域環境保全を図って行くこと。
前回の指示事項への取組結果	前回審査時未達成項目について、未達成原因の分析、見直しの検討や実施を行った。	未達成の事項について今年度は、7 条検査基数は達成の見込みであるが、11 条検査基数及び依頼案内返信率が現時点で未達成である。次年度はできる範囲で当初目標のまま実行すること。11 条検査基数については指定採水員検査の増加を目指し、基数を増やしていくこと。
その他	なし	中期経営計画の見直しに伴い、より環境 CSV 企業を目指し、SDGs を意識した取組や事業を展開すること。引き続き、目標を達成するとともに、成果を社内外に公表し、企業価値をアピールしていくこと。
環境への取組やシステムにおいて、成果をあげ、更に発展強化させる点や、改善すべき点		電力使用量の削減は目標を大きく上回っているが、都市ガス使用量の削減が引き続き課題である。コロナ禍とうまくバランスをとりつつ、目標維持を努めること。また、3月に西部支所の空調設備交換が予定されているので、交換後の電力使用量を注視していくこと。修繕計画を定め、生産性向上にもプラスとなるインフラ整備(LED に交換等)を今後実施し、更なる成果をあげるよう進めること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

◆本冊子に関するお問い合わせ先

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
[本部] 〒330-0855

埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11

社会環境課 ☎048-649-5496

fax048-649-5493